

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

COOLS	
H	P

経済常任委員会会議録			
日 時	平成 17 年 6 月 27 日 (月)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 5 時 0 0 分
場 所	消 防 第 2 ・ 3 会 議 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	大畠委員長、古沢副委員長、井川・小林・佐々木(茂)・山口・見楚谷・佐野 各委員		
説明員	経済・港湾 両部長、農業委員会事務局長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: center;">書 記</p>			

～ 会議の概要 ～

委員長

開議に先立ちまして、一言ごあいさつを申し上げます。

過日開催されました当委員会において、委員長に就任いたしました大畠でございます。よろしく申し上げます。古沢副委員長はじめ、委員各位並びに理事者各位のご協力をいただきながら、円滑な委員会運営に努めていく所存でございますので、よろしく願います。

また、メンバーに異動がございますので、ご紹介申し上げます。

新たに、佐々木茂委員、佐野委員が加わっております。そしてまた、小林栄治委員については、自民党所属から平成会に所属変更になりましたので、よろしく願います。

次に、人事異動後初めての委員会でございますので、各部局ごとに理事者のご紹介をお願いいたします。

(理事者紹介)

委員長

ただいまより、委員会を開きます。

本日の会議録署名員に、井川委員、小林委員をご指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、理事者から報告の申出がありますので、これを許します。

「丸井今井小樽店について」

(経済)本間主幹

丸井今井の再建計画案について報告いたします。

6月24日、株式会社丸井今井常務取締役及び小樽店長より、基本合意書締結及び再生計画の検討について公表する旨お話がございました。

その概要につきましては、北海道マザーランドキャピタル株式会社をメインとする第三者割当て増資並びに株式会社伊勢丹との業務支援提携につきまして、三者間にて基本合意書を締結したとのことございました。

示されました再生計画案の骨子としましては、一つ目といたしまして、会社分割方式であり、小樽店、苫小牧店につきましては、分割後、本年10月に閉店予定となっており、釧路店は平成18年8月の閉店、室蘭店は平成22年1月をめどに存廃を決定するとのことございました。二つ目といたしまして、金融機関に対しましては、分割会社の債務の株式化を含めた支援を依頼していること、三つ目といたしまして、第三者割当て増資として、会社分割後の新設会社に北海道マザーランド株式会社が運営する北海道企業再生ファンドに出資を求めること、四つ目といたしまして、業務支援提携として株式会社伊勢丹に対しまして、人材派遣を含む業務全般にわたる支援提携を依頼していること、五つ目といたしましては、関連会社の整理、六つ目といたしまして、人件費その他の経費についても一段の合理化を図るとの内容でございました。

私どもといたしましては、小樽店の閉店につきまして、これまでのたび重なる存続に向けた要望活動や営業存続を願う多くの市民の皆さんの署名の提出にもかかわらず、このたびの閉鎖が決定されたことはまことに残念であり、極めて遺憾なものと受け止めております。特に本年10月の閉店予定といい、極めて短い期間で雇用の影響や商店街への打撃など、本市経済に及ぼす影響は多大なものがあり、早急に関係者の皆さんと今後の打開策について協議を進めてまいりたいと考えております。

委員長

「地域経済活性化会議について」

(経済)産業振興課長

それでは、地域経済活性化会議につきまして報告申し上げます。

平成 15 年 6 月に発足しました小樽市地域経済活性化会議が 2 年間の事業成果をまとめ、5 月 30 日にその報告会を行いましたので、これまでの経過並びに今後の取組について報告いたします。

小樽市地域経済活性化会議は、産学官が連携の下、民間活力を最大限に引き出す地場産業の振興や新たな産業の創出を図るための施策を策定し、実践するために発足いたしました。その間、即効性があり、かつすそ野の広い産業分野として、経済的な波及効果が期待できる観光に着目し、その会議の下に三つのワーキンググループを設置し、地場産品の販路拡大、小樽ブランドの確立、観光を支える人材の育成をテーマに議論を重ねてまいりました。地場産品の販路拡大などを目的とした既存産業活性化ワーキンググループでは、香港の百貨店で小樽フェアを通じてマーケットリサーチ事業を実施し、現地消費者の嗜好などについて調査を行いました。

小樽ブランドの確立やホスピタリティの向上を目的とした観光高度化ワーキンググループでは、すし店を対象に地場産品評価基準調査事業を実施し、顧客満足度の向上を図るため、9 項目からなる自己診断チェックリストを作成いたしました。本市観光を支える人材の育成などをテーマとした人づくりワーキンググループでは IT 研修会を開催するとともに、京都や東京などの事例を参考に、観光特使や観光ガイドなどの養成を目的とした小樽観光大学の設立に向けた検討を行いました。特に香港でのマーケットリサーチ事業では、期間中 4 万人の来場者があり、小樽や小樽産品の PR 効果があったと考えられますし、今年に入り、現地百貨店で商品の常設販売が決まり、またスーパーマーケットでの物産展への商品の引き合いがあるなど、販路拡大の効果が現れているものもごございます。今後は資料 1 のとおり、ワーキンググループでの取組をおのおの実施機関に引継ぎ、事業を展開していくこととしております。

東アジア経済研究会は、既に 5 月 10 日に発足しており、今年度は台湾においてマーケットリサーチ事業を実施し、引き続き地場産品の販路拡大に取り組むこととしております。

(仮称)小樽観光ブランド協議会では、評価基準項目の他業種への展開や新たな観光資源の発掘を、また(仮称)小樽観光大学校では、本市の歴史、文化、産業など総合的な知識とホスピタリティを身につけた観光ガイドや市民の養成を行うことになっており、現在それぞれ準備会におきまして、組織編成や事業内容等の検討を行っているところでございます。なお、各実施機関が抱える課題の解決など、実施機関をサポートするため、今年度いっぱい地域経済活性化会議を設置することとしております。

委員長

「企業立地状況について」

(経済)渡邊主幹

平成 16 年度企業立地状況につきまして報告申し上げます。

資料 2 をご参照ください。

最初に、新規立地企業でございますが、銭函 3 丁目地域におきましては、生コンプラントの越智建設株式会社ほか 1 社が、また石狩湾新港小樽市域においては、冷凍ずし等製造のふうどりーむず株式会社、水産物加工の株式会社東日本通商ほか 2 社が立地し、合わせて 6 社が新たに立地決定いたしました。

次に、平成 16 年度に操業を開始した企業でございますが、銭函 3 丁目地域におきましては、制御板製造の朝日プラントエンジニアリング株式会社ほか 3 社が、石狩湾新港小樽市域におきましては、水産物加工の株式会社鮪水ほか 3 社が、また勝納ふ頭におきましては、清涼飲料卸売の北海道ペプシコーラボトリング株式会社が操業を始め、合わせて 9 社が操業を開始いたしました。

この結果、銭函工業団地並びに石狩湾新港小樽市域の立地状況につきましては、平成 17 年 3 月末現在、銭函工業団地では合計 116 社の立地があり、分譲面積は 64.0 ヘクタール、分譲率は 84.5 パーセントとなっております。これらの立地企業 116 社のうち、96 社が既に操業を行っております。

一方、石狩湾新港小樽市域につきましては、65 社の立地があり、分譲面積は 104.8 ヘクタール、分譲率は 44.3

パーセントとなっており、立地企業 65 社のうち 37 社が既に操業を開始しております。

石狩湾新港地域全体の立地状況につきましては、立地企業数が 715 社、分譲面積は 744.8 ヘクタールで、分譲率は 61.7 パーセントとなっており、立地企業 715 社のうち 576 社が操業を行っております。

企業立地を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いておりますが、引き続き必要な情報収集に努め、さらに多くの企業の立地・操業が図られますように関係機関との連携を図るなど、努力してまいりたいと考えております。

委員長

「不動産の処分について」

(経済) 農政課長

不動産の処分について、蘭越町に存する市有林の処分について報告いたします。

この件につきましては、前回の経済常任委員会において途中経過を報告いたしましたが、その後の経過について報告いたします。

本年 3 月 28 日に一般競争入札を行い、落札されております。入札に参加した企業は 3 社であり、落札価格は 2 億 7,520 万円でございます。落札した企業は倶知安町に本社を置く千歳林業株式会社で 3 月 31 日に仮契約を締結したところでございます。本議会で議決をいただいた後、本契約を締結し、所有権を移転することとしております。

委員長

「農業振興地域整備計画の変更について」

(経済) 農政課長

小樽市農業振興地域整備計画書について説明いたします。

まず、農業振興地域整備計画であります。これは農業振興地域の整備に関する法律、これに基づき、都道府県知事が農業振興地域を指定し、市町村はその農業振興地域について農業振興地域整備計画を定めなければならないこととなっております。

北海道は昭和 48 年に本市に農業振興地域を指定し、小樽市はそれを受け、同じく昭和 48 年に農業振興地域整備計画を策定しております。その後、平成 7 年に一度見直しを行っております。

今回の見直しの理由といたしましては、前回の見直しから約 10 年を経過し、農業を取り巻く状況の変化があったこと、農家戸数が減少し、農業者の高齢化が進むにつれ、遊休農地、耕作放棄地が増加していること、さらに国の農用地区域設定基準である 20 ヘクタール以上の畑に集団的農地をという条件を満たさない状況になっていることが挙げられます。

今回の見直しの大きな点は、農用地区域として指定されていた塩谷、桃内の農用地区域を除外し、蘭島 2 丁目、忍路 2 丁目を引き続き農用地区域として残したことであります。

次に、計画書の内容を説明いたします。

まず 1 ページですが、ここには土地利用の構想について記載してございます。前半が小樽市の位置、地質、気候などについて記載してあり、後段には小樽市の農業の状況について、小面積で高収益が得られる施設栽培を振興し、都市近郊型農業としての持続的発展を確立していくと記載してございます。

農振地域の農用地等は 2 ページの表のとおりとなっており、10 年後の平成 26 年の目標については現状維持を考えてございます。

農用地区域設定方針については、忍路 2 丁目及び蘭島 2 丁目について農用地区域を設定することとしております。

次、3 ページの農用地利用計画は、別記のとおり後段の 8 ページから 11 ページのとおり、忍路 2 丁目、蘭島 2 丁目のそれぞれ記載されている地番を農用地区域としてございます。

次の農業生産基盤の整備開発計画、1、農業生産基盤の整備及び開発の方向については、農地の集積を図り、経営規模拡大志向農家と施設栽培による集約的農業を展開する農家との連携を強化し、機械の効率的利用、作業の共

同化などに積極的に取り組んでいくこととしています。

次に、4 ページに、第 3、農用地等の保全計画、第 4、農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画として、農業経営の目標及び誘導方法を記載してございます。第 5、農業近代化施設の整備計画については、集出荷施設等の既存施設の有効活用を図ることとしています。

6 ページ、第 6、農業を担うべき者の育成、加工施設の整備計画については、既存施設の有効活用と情報提供、相談活動を実施していくこととしています。第 7、農業従事者の安定的な就業の促進計画については、ハローワークとの連携の下に、一時雇用の場の確保に努めることとしています。

7 ページ、第 8、生活環境施設の整備計画については、小樽市の総合計画に基づき、生活環境施設の整備を推進していくこととしています。

計画書の最後に、土地利用計画図 2 枚をつけておりますが、A 3 サイズの図面が蘭島から新光町、次の A 4 の図面が銭函地区の図面となっております。これには農業振興地域と農用地区域を図示してございまして、青い線で囲んでいる地域が農業振興地域で、その中の赤い線で囲んでいる地域が農用地区域でございます。資料編につきましては、参考にしていただきたいと思っております。

委員長

「小樽市鯉御殿のオープンについて」

(経済) 観光振興室佐藤主幹

小樽市鯉御殿のオープンについて報告いたします。

平成 16 年 9 月 8 日の台風 18 号により、多大な被害を受けた小樽市鯉御殿につきましては、昨年秋の掘削工事に続き、雪解け後の 3 月から本格的な復旧工事を行ってまいりましたが、7 月 15 日をもってすべての工事が完了することから、翌 16 日から開館する運びとなりました。なお、開館初日にはオープニングセレモニーを開催いたしますが、合わせて地元の国定公園小樽市観光組合から鯉御殿の修復をお祝いしたいとの申出があり、組合員を中心に組織された実行委員会が 7 月 16 日から 24 日までの 9 日間にわたり、鯉御殿のライトアップ事業を実施するほか、これら期間中に趣向を凝らしたさまざまなイベントが展開される予定となっております。市としても祝津観光組合が行う事業に対しましては、今後とも一体となって取り組んでまいりたいと考えております。

委員長

「大規模小売店舗の届出について」

(経済) 本間主幹

新光地区の大規模小売店舗について報告いたします。

4 月 20 日にダイヤモンドリース株式会社より北海道知事あてに、大規模小売店舗立地法第 5 条第 1 項の規定により、大規模小売店舗届出書が提出されてございます。

届出書の概要につきましては、名称は(仮称)朝里ショッピングセンター、所在地は小樽市新光 2 丁目 1 番 4 ほか、店舗面積は 3,373 平方メートル、駐車台数が 166 台、新設する日は平成 17 年 12 月 21 日となっております。また、届出のありました店舗におきまして、小売業を行う者は株式会社ホクレン商事、株式会社ツルハであり、そのほか 3 店舗につきましては未定となっております。

これを受けまして、市として周辺地域の生活環境保持の見地からの意見を、平成 17 年 9 月 12 日までに北海道知事あてに提出することとなっております。現在、庁内において協議を進めております。

委員長

「港町ふ頭分譲地の分譲・貸付けについて」

(港湾) 施設管理課長

次に、港町ふ頭分譲地の分譲・貸付けについて報告いたします。

資料 3 の 3 枚目でございます別紙図面で現状の説明をいたします。

平成 9 年に第 1 期分譲としまして 4 区画、平成 14 年には第 2 期分譲といたしまして 4 区画の分譲を開始しています。現在は第 1 期分譲の 3 区画、三菱ふそう、郵船海陸運輸、北海道栄興が分譲済みであり、太く囲われています A から E につきましては、未分譲地になっております。現在、景気の低迷や割高感により、購入希望者が現れない状況にあります。今後も景気回復の見通しが立たない中、企業戦略の資産を持たずに、中・長期的に土地を賃貸し、活用を図る傾向にあります。これらの社会的ニーズに対しまして、1 点目は地価下落を考慮し、分譲価格を見直す。2 点目につきましては分割分譲、3 点目は更地での分譲地の短期的な貸付け、4 点目は建物敷地としての分譲地の中・長期的な貸付けを行い、港町ふ頭分譲地の有効活用を積極的に行おうとするものです。

それでは、1 ページ目に戻っていただきまして、説明したいと思います。

第 1 点目の分譲価格の見直しについてですが、2 ページ目の下の方に料金表がついておりますけれども、1 平方メートル 3 万 2,400 円から 3 万 3,700 円とし、毎年時点修正をかけることとし、3 年ごとに鑑定評価を確認する。2 点目は、1 区画の縦割りでも均等に 2 分割し、分割分譲が可能になります。3 点目は、分譲対象の考え方。基本的には分区条例の商港区に該当する施設を可能とするものであります。4 点目については、契約から 2 年以内に操業を開始することを条件にしています。

次に分譲地の貸付けですが、1 点目は貸付料は普通財産での貸付けとし、固定資産仮評価額で算出することとしております。2 点目は、更地での短期貸付けですが、対象者は港湾運送事業者、公共事業を請け負った業者などです。貸付面積は最小 500 平方メートルから 100 平方メートル単位とし、貸付期間は一月単位、次に 2 ページ目の上の方になりますけれども、貸付箇所は港湾部の指定する箇所。

次に、建物敷地としての長期貸付けであります。貸付対象者及び用途・面積につきましては、分譲地と同様の考え方をしております。また、事業用借地権を設定することによりまして、企業の立地促進が図られるものと考えております。なお、本分譲貸付けは平成 17 年 7 月 1 日から実施するものであります。

委員長

「石狩湾新港の検疫港指定について」

(港湾) 港湾整備室工藤主幹

かねてより関係団体より要望いたしておりました石狩湾新港の検疫港指定につきまして、平成 17 年 5 月 1 日に指定を受けましたので、報告を申し上げます。

これまでは石狩湾新港は、無線検疫港でありましたが、検疫港に指定されましたことにより、検疫官の乗船による検査の必要な外航船舶が、これまでは検疫港で検査を済ました後でなければ石狩湾新港に入港できなかったものが直接入港することが可能になるなど、検疫体制の強化が図られるところでございます。

委員長

「平成 17 年第 1 回石狩湾新港管理組合議会臨時会について」

(港湾) 港湾整備室工藤主幹

平成 17 年第 1 回石狩湾新港管理組合議会臨時会が去る 4 月 19 日に開催されましたので、報告いたします。

議案は専任副管理者の選任につき同意を求める件の一件が提案され、前北海道建設部土木局長吉田幸一氏の選任が同日付けで同意議決されたところでございます。

委員長

次に、今定例会に付託された案件について説明願います。

「議案第 16 号ないし第 19 号、第 24 号について」

(経済) 商業労政課長

付託案件についての説明をさせていただきます。

議案第 16 号小樽市事業内職業訓練センター条例の一部を改正する条例案、議案第 17 号小樽市産業会館条例の一部を改正する条例案、議案第 18 号おたる自然の村条例の一部を改正する条例案、議案第 19 号小樽市観光物産プラザ条例の一部を改正する条例案、議案第 24 号小樽市鯉御殿条例の一部を改正する条例案について説明をさせていただきます。

提案いたしました議案第 16 号から第 19 号につきましては、平成 18 年 4 月から指定管理者制度の導入を予定している経済部所管のそれぞれの施設の設置条例に指定管理者による管理を行うことの規定を盛り込むほか、開館時間や指定期間などを明記するものであります。この設置条例の改正後は、選考委員会において指定管理者の選定を行い、第 4 回定例会に指定議案の提出を予定しているものでございます。なお、議案第 24 号の鯉御殿につきましては、平成 16 年 4 月から指定管理者による管理を既に行っておりますが、指定期間を 5 年以内に改めるとともに、所要の改正を行うものでございます。

委員長

これより、一括質疑に入ります。

なお、質問の順序は、共産党、自民党、平成会、公明党、民主党・市民連合の順といたします。

共産党。

-----  
古沢委員

丸井今井小樽店について

予算特別委員会の最終日になにしる質問を始めたのは午後の 9 時 10 分からでしたので、丸井の問題は何点かしか聞いておりません。その点の確認も含めてですが、最初に丸井の問題について伺いたいと思います。

おおよそのことは新聞にも報道されておりますし、ただいまの報告でも述べられておりました。

まず 1 点目は、この土地建物に対する権利設定状況、これは先週末の状況ではまだわからないという状況でしたから、大筋変わってはいないと思うのですけれども、それから時点で言えばマイカル小樽開業前後ということで、わかりやすく大型店の進出状況と丸井の売上状況、これについて知らせてください。

(経済)本間主幹

まず、権利関係についてのお尋ねでございますが、確かに金曜日の予算特別委員会の最終日のときに答弁した状況から進んでいないわけでございますけれども、平成 2 年の再開発のときに、当時の北海道東北開発公庫や拓殖銀行などの金融機関から融資を受けておまして、それは当時 60 億円ほどあったように伺ってございます。その後、15 年を経まして、北海道東北開発公庫が日本政策投資銀行へ、また拓銀が経営破たんして R C C へ移管するなど、金融機関の状況も変わっている中で、それが今どのような抵当権の設定関係になっているかということは、引き続き調査中でございますが、また金融債務につきましては、新聞報道にもございましたけれども、約 40 億円ほど残っているということは承知してございます。

そして、次のご質問でございますが、マイカル小樽出店前と出店後の大型店の状況についてでございますが、商業統計によりますと、平成 9 年の小売業の年間販売額は約 1,848 億円で、また店舗面積が 3,000 平方メートルを超える大型店数は 5 店舗でございました。売場面積につきましては約 3 万 8,000 平方メートル、売場面積に占める大型店の占有率は約 25 パーセントとなっております。同様に商業統計によりますと、平成 14 年、小売業の年間販売額は約 1,743 億円、3,000 平方メートルを超える大型店の数は 7 店舗で売場面積は約 14 万平方メートル、売場面積に占める大型店の占有率は約 58 パーセントとなっております。

また、マイカル小樽出店前、マイカル小樽出店後につきましては丸井今井小樽店の販売額についてというお尋ねでございますが、正式な話ではないのですが、この間の丸井今井本社、また小樽店といろいろな情報交換をしている中での話ということで申し上げますが、マイカル小樽出店前ということでは、平成 7 年から 9 年まで小樽店は確

かに 100 億円を超える売上げがあったというふうには聞いてございます。その後、7 年、9 年の 100 億円をピークに減少傾向になりまして、たしか平成 11 年の築港再開や稲北再開による大型商業施設の出店によりまして、約 20 億円ほど落ち込み、現在は約 50 億円ほどの売上げとなっているというふうに承知してございます。

古沢委員

確かに丸井さんの場合は 100 年以上、いわば地元の百貨店として親しまれた店ですから、市民の皆さんの思い入れは他の大型店とはまた別のものがあるのだと思うのです。ですから、短期間に 4 万人を超えるような署名も集まる。マイカル小樽出店前で言いますと、小樽の大型店の進出状況というのは全道のすべての市の平均よりも低くて、10 万以上都市の中では最低の占有状況だと。前に議論したこともありますけれども、小樽と函館というのは、まちづくりの中身が他の都市とはちょっと違った特色がありまして、個店というか、例えば単品を扱うような店が頑張っておられるそういうまちという特色を小樽、函館は特に持っていたわけですから。それは大型店の進出状況によって大きく変わったというのは、そうした商店街のみならず、丸井にもそういう意味ではある意味では直撃をしたと。100 億円を売り上げていたものが、マイカル小樽オープン後に一気に 20 数億円落ち込むと、現在では 50 億円だと。年間の販売額は 1,800 億円から 1,700 億円に下がったわけですから、大型店の占有率は 25 パーセント、3,000 平方メートルです。かつての 500 平方メートル以上あるいは 1,000 立方メートル以上でしたら、もっと高い数字になりますけれども、3,000 平方メートル以上で言えば、25 パーセントから 58 パーセントという、倍以上にはね上がってしまう。総体のパイは小さくなるのに、大型店はぐっと増えてしまうと。1.6 倍ぐらいに増えたと。こういう状況をしっかりつかんでおかなければ、なぜ丸井さんがああいう状況にならざるを得なかったのか。丸井としてのいろいろな問題、当然大きな問題があるでしょうけれども、小樽のまちづくりとしても考えておかなければいけないと。

中心商店街への通行量なんかも市では調査をしておりますから、マイカル小樽出店前で言えば、中心商店街への通行量はトータルで 12 万人です。これが 16 年、去年の 9 月の調査では 8 万 2,000 人というふうに、マイカル小樽出店前に比べると 65 パーセントの状況まで落ち込んでいると。そういうことが都通り商店街に限らず、サンモール一番街商店街に限らず、そして丸井に限らず、大変な状況になっていたのだということだと思っております。

そこで、丸井は 10 月に閉店ですから、支援策といっても事実上は道が断たれているという状況になると思いますので、具体的な問題で、従業員がどういう状況になっているのかということ、正職員、非正職員などを含めて知らせていただきたいのと、それからテナントの問題はどういうふうになっているのか。地権者の店舗や純粋にテナントとして店が入っている状況もあると思いますから、知らせてください。

(経済)本間主幹

丸井今井小樽店で雇用されている方々の状況についてでございますが、小樽店から聞いた話によりまして、雇用されている方は 125 名いらっしゃるというふうに伺っております。その内訳といたしましては、いわゆる正社員が 28 名、契約社員が 44 名、パート社員が 53 名、このトータル 125 名のうち約 9 割の方が小樽市民というふうに伺っております。

また、丸井に出店している方々でございますが、まず地権者、床の権利を持って営業している方でございますが、5 名ほどいらっしゃいます。また、テナントということでは地下の食料品売場を中心に 17 名の方々がおりまして、そのうち市内業者の方が 5 名というふうに伺っております。

古沢委員

お金の流れの問題で言えば、どういうふうになるのですか。マイカルのときにも問題になりました、テナントの問題。おおよそそんな感じかと思うのですが、知らせてください。

(経済)本間主幹

売上げの管理と申しますか、その点につきまして、まず権利を持っている地権者の方々、具体的な名前を出させていただければメガネのタカダとか、岩永時計店などですが、あの方たちはもちろんその場の権利を持って営業さ



れている方々ですから、売上げはすべて自社の管理となります。一方テナントの方々、地下食料品売場の、例えばかま栄とか、ああいった方々は、売上げは丸井総体の売上げの中にいったん入りまして、その後共益費とか営業している家賃対応の分とか、そういった手数料的なものを差し引かれたものをそういったテナントの方々に戻るといようなしくみと伺ってございます。

古沢委員

テナントが店を出す場合には、マイカルの場合には出店する際に保証金というのを積みました。そういった問題なんかは今後出てくるのだと思うのですが、例えばこうしたテナントが保証金と相殺するために、直ちに売上げはそれぞれのテナント管理に切り替えてしまうとか、いろいろな動きが出てくるとは思うのですが、状況の把握をぜひ的確につかんでおいていただきたいと思うのです。

それと、この先はかなり厳しいという感じはします。予算特別委員会のときにも言いましたけれども、地べたの問題で言えば、現状の地価公示価格や路線価から見ても、アネックス館側、いわゆる丸井が持っている土地、これは 1,687 平方メートル、ホテル側、小樽開発が持っている土地が 4,515 平方メートルで、それぞれ 2 億 3,000 万円、6 億 3,000 万円ぐらいの評価額というか、土地価格になるのではないかと思います。合わせても 8 億 5,000 万円ほどですから、今問題になっているのは、丸井今井の問題ですが、小樽開発自身が拓銀絡み等での整理回収機構へ承継されている債務、それから再開発当初の北海道東北開発公庫、今は日本政策投資銀行ですが、そこへの債務、こういう状況を考え合わせますと、土地の上だけでどういふふうになっているかということ、例えば丸井の土地、アネックス館側の土地だけで言えば、これは不思議と丸井の持ち物なのですが、小樽開発が債権者で 37 億円の日本政策投資銀行による抵当権設定、現に今生きています。それから、拓銀絡みでこれも丸井の土地なのですが、小樽開発が債務者で整理回収機構に回っているその債務の関係で 12 億 4,800 万円、さらには北陸銀行からも小樽開発がこの丸井の土地を担保にしてお金を引っ張っています。これがおおよそ 16 億円弱、15 億 9,000 万円です。これは債権確定させておりませんから、登記簿上で言えば、この金額しかわかりません。さらに加えて、丸井の第 1 次再建計画直前といいますか、平成 9 年には拓銀から極度額 120 億円で根抵当権を設定して、これが現在整理回収機構に回っている。これはアネックス館側の土地の分だけです。それからホテル側の土地で言えば、これは小樽開発が持っている土地ですが、これは実は債権確定が一時途中でされていまして、アネックス館のときに設定されている日本政策投資銀行分が、こっこのホテル側の土地については、平成 11 年の 4 月にこの時点での債権確定だと思うのですが、改めて抵当権設定されて、先に言った 37 億円というのが、実はこっこの土地では 27 億 3,190 万円の抵当権に変わっています。これは政策投資銀行分です。加えて、整理回収機構や北陸銀行の分はそのまま残っていますから、小樽開発の分として言えば、公簿上 55 億円ぐらいになるのではないかと。さらには、これがなかなか複雑なのですよね。あと建物の関係はおおよそ小樽開発と丸井今井で持ち分の 8 割、10 万分の 8 万ぐらい占めているけれども、それで抵当権が設定されて、なおかつ小樽開発分として確定させられているのが、これも日本政策投資銀行分、最初の 37 億円が平成 12 年度に小樽開発持ち分だけに対して抵当権設定が建物にされています。合計しますと、25 億円強、小樽開発分の債務、政策投資銀行側で言えば債権ということで、12 年の 9 月に抵当権設定されていると。これらを考え合わせますと、実態的な債権というのは、120 億円の例の件は別としても、道新の記者がいらっしゃるから言うわけではないのだけれども、40 億円と報道されていますけれども、実態的には 50 億円を下らないというか、50 億円をちょっと出るかという感じかなというふうには私は登記簿謄本上からは推計されます。そうしますと、この土地や不動産が、言ってみれば、金融団の側からすれば債権回収に当たって、つまり売却してそれに充てるといふ基本方針ですから、あそこを形を変えても再建させていくということ自体も大変厳しいという感じがするのです。そういう点をぜひとらまえておいて、情報収集に努めていただきたいということをお願いしておきたいというふうに思います。

ホームック、朝里ショッピングセンターについて

大型店の問題、ちょっと関連するといえば関連しますが、ホームックとホクレン朝里ショッピングセンターの問題です。ホームックが 6 月 15 日にオープンしました。最初の土日にかなりしつこくあそこの様子を見に行ってきました。いろいろ状況は落ち着いてくるのだと思うのですが、やはり心配したように交通安全対策の問題というのは、やはり心配だというふうに思いました。それで、これも改めてですが、知事に対する市長の意見を出したのですが、その主なものとそれに対して知事が今度きちんと意見表明をしたのかどうかということ伺います。

(経済)本間主幹

小樽市から出しました市長意見の内容につきまして話させていただきます。

まず、総括的事項といたしまして、周辺地域の生活環境の保持の見地から設置者に対しまして、この出店によります交通問題等の影響が予想されますので、大店立地法の指針を重視し、関係機関と緊密な連携を図りながら、慎重に対処していただきたいと、こういうことをまず総括的事項として意見を出しております。

次に、駐車需要の充足と交通に係る事項でございますが、渋滞対策として小樽港縦貫線と市道手宮川通線との変則交差点の信号機設置、小樽港縦貫線の右折車両のための多車線の設置の検討、また土日、祝日の交通整理員の配置や利用者周知を目的とする経路案内板の設置について、さらに商品の搬出入の際には、近隣住民の交通安全に十分に配慮すべきなどございます。

最後になりますが、歩行者の通行の利便の確保等に関連する事項として、新設店舗の出入口が歩道部分と交差するため、歩行者及び自転車の安全対策に十分配慮していただきたいというようなことを、概要でございますが、小樽市の意見として北海道知事あてに提出したところでございました。

これに対しまして、北海道からの意見ということではありますが、まず一言で申しますと、特段意見はありませんという通知をいただいております。意見がありませんということは、小樽市の意見に対しまして、北海道としては同意しないといいますが、同調しないということでありましたので、これをもちまして大店立地法の手続は終了ということになったところでございます。

古沢委員

知事のそういう態度というのは、もってのほかだと言いたいぐらいなのですが、最初の日曜日の日には臨港道路、交通記念館側の道路がやはり心配でした。T字路の小樽海岸公園線にぶつかるところが右折左折の2車線化には改善されていましてけれども、交通記念館の駐車場に入るあたりから2車線に分かれていくのですが、その前側からもずっと駐車場に入るのを待機している車が10台を超えて並べば、もうだめです。後ろからの車の通行はかわしていけるという状況ではないです。それとその前の隣友市場の変則交差点、あそこの道路は、非常に車の入りづらい、特に運河に沿って行ったときに、臨港道路に出るときに非常に出づらいというような問題は、市長が指摘したとおりの事態になっていますから、これはぜひ改善方を求めたいと思うのですが、いかがですか。

(経済)本間主幹

確かに北海道からは意見なしと出たところで大店立地法の手続的には終わったわけですが、市といたしましては、はい、そうですかというわけではございませんので、直ちにホームックの担当者に協議の場を設定したいということをお願いしまして、市の方に来ていただきました。その中で、確かに信号機の設置につきましては、公安委員会の所管事項ということですから、ホームックという民間事業者の意向がなかなか反映されづらいということではございました。ただし、渋滞対策といたしまして、先ほど古沢委員からのお話がありました交通記念館前からの車線の引き直しということは、交通対策として市の方から申入れを行いまして、ホームック側の自己負担ということで措置をとっていただきました。また、ガードマンの設置につきましても、当面それほどの人数を想定していなかったわけですが、オープン時には40名からなる交通整理員を配置していただいたり、また今後の冬場の対策につきましても、ホームック側で責任を持ってやっていきたいということも伺っております。ですから、今後

あの中でホームック側として営業していくわけですから、今後何か課題・問題等が発生しましたときには、小樽市の方から申入れを行いまして、再度検討・協議の場を設けていきたいということは伝えておりますし、ホームック側もそれにつきましては了解しているというような状況でございます。

古沢委員

朝里ショッピングセンターについて 1 点だけ。計画概要書によれば、店が開くのが朝の 9 時です。閉店時刻が深夜零時です。こういう大型店はすぐ後ろには小学校がありますし、ちょっと斜めの離れたところに中学校があります。言ってみれば、朝里で言えば文教地区です。そういったところに深夜まで営業するような店の計画というのは、いったいどういうものかというのは大きな疑問を持たざるを得ないのですが、いかがですか。

(経済)本間主幹

確かに届出書の概要によりますと、ホクレン商事が予定ではございますが、9時から12時までの営業予定ということで受けてございます。この大店立地法の指針の中で、深夜営業の騒音とか、又は照明の関係とか、いろいろな環境に対するそういった注文も出てこようとは考えておりますから、現在、庁内におきまして、関係各部署に連絡協議会の中で意見を求めているような状況でございます。もちろん、国におきましても大店立地法の指針の見直しといたしますが、そういった中で深夜営業ということが大きな課題というふうにはなっていることは承知しておりますので、そういったことを踏まえながら、行政として法の指針を考えながらどのようなことができるのか、庁内の意見を踏まえながら、また検討していきたいというふうを考えてございます。

古沢委員

旧法、大店法のとときには、確かに営業時間などの規制はあったのでしょうか。大店立地法になってから、特に深夜営業なんていうのは、営業時間というのは規制緩和だと小泉内閣の下でフリーになっているのです。けれども、実態的に進出してくる店の側の都合で決められては困るのというのは、これは地域住民の側からすれば当然のことですから、これは指摘しておきたいと思います。

赤岩 2 丁目の林地開発について

次に、資料として我が党から出しています赤岩 2 丁目の林地開発について伺います。手元に写真が行っています。まず、この写真を見てどのように感じますか。ちょっと見解を。

(経済)土屋副参事

この写真は、先週の土曜日からここを開発している事業者の方が、その山林を分譲するときに出した看板が写されているというふうに思うのですが、今、この山林というのは、天然更新をするということで、山林としてずっと育てていくということになっていますから、この一番最初にあります家庭菜園分譲中という看板につきましては、誤解を招くということで、この場にはふさわしくない看板だというふうに理解しております。

古沢委員

市の看板が立っていたところのその上に「家庭菜園分譲中です」と。ここはしかも市有地ですから。それから右の写真、造成に使うためにハウスは置いたと言っておりますが、売出しになった途端にいらっしゃいませという、言ってみれば、事務所です。あなた方が家庭菜園分譲中といったように市の看板をふさぐようにしてやっているのはまずいと言ったら、確かに変えたけれども、その下の写真がそうです。今度は好評分譲中というのほりに変わった。裏から撮ってありますけれども、これは市の看板です。市の看板に何が書いてあるかと言ったら、要点で言えば、畑や家庭菜園など森林以外の用途に利用することはできない。それから、たき火などは絶対やるなど。それから、建築物、簡易なスーパーハウスなどを含む、建てたり設置することはできないということを書いた看板なのです。実におかしな事態が起きているのです。

それで、6月25日の道新にこの広告が入りました。この広告を見ますと、案内図の中に現地管理事務所と、堂々とこれをいうのです。現地管理事務所だそうです。分譲開始で管理事務所だそうです。おやおやと思ったのですけ

れども、こういうのはいいのですか。炭焼き窯設置中とか制作中と。たき火もだめだと言っているのに、こんなのいいのですか。そういうようなことがいっぱい。これは北野議員がよく取り上げて質問してありましたから、最近この業者の責任者だと思えますけれども、我が党の控室に来て、相当ご立腹でした。つまり共産党さえ反対しなければ、こんなことにならなかったと、そういう態度でした。このまま放っておけますか。

(経済)土屋副参事

私たちは、一つには確かにこの業者の方が法に触れるような、法に違反するようなことをした場合については、これはきちんと是正するような形で。

(「しているのではないですか。家庭菜園分譲中とやっているのではないですか」と呼ぶ者あり)

ですから、これについては家庭菜園分譲中のこの看板につきましても、先ほど申し上げませんでしたけれども、私ども土曜日の日に現地に行きまして、社長にも会って、これは非常に誤解を招くと、撤去するようにという申入れをして。

(「誤解ですか」と呼ぶ者あり)

誤解、要するに家庭菜園で。

(「これ見る人は、家庭菜園として売っているのだと思うのは誤解ですか」と呼ぶ者あり)

そういう意味では適切な看板ではないということで、撤去するようにという申入れをして、撤去されたというようなことでございます。

古沢委員

それでオーケーなのですか。

(経済)土屋副参事

看板のことについては、あと全体につきましても、今話したような形の中で対応をしていこうと。そして、そんな中で市街化調整区域の中で法には触れなくても、ここにはすぐそばに住宅とかが張りついていますので、そういう住宅にお住まいの方々の、また工事などで不便が起こるといようなことがあれば、それはまた付近の住民の方のご意見というのを聞いて、これについては業者の方に要請をしていきたいというふうに考えています。

古沢委員

小樽市の「山林所有者へのお知らせ」というこの看板にもはっきり書いてありますが、これは森林法の規定などから、こういうことはできないのだということでしょう。誤解するとかしないとか、そういうことですか。

それで、いろいろ問題になったときに、市は地域の住民に対して、おとし、きちんと指導しているというふうなお知らせもしているわけだ。そして、ここを伐採した後の用途としては、林地以外の転用は実施しないということと、それから伐採後は天然更新、植栽などによらず、自然に散布される種子や樹木自身の繁殖力や再生力によって更新を行うと、こういうふうに行っている。この写真にありましたか。別の写真だな。もう一つ、看板の横に、この写真あるでしょう。家庭菜園分譲中の下の、それで取り除いて、好評分譲中ののぼりをこの市の看板を隠すように立てています。その横にまた大きくもう一つ一枚裏からとったやつでしたけれども、看板が出ているのがわかるでしょう。ここには、記念植樹の一覧とって、丁寧に書き上げていくのではないのですか。これ、天然更新ですか。

(経済)土屋副参事

私、ちょっと説明不足だったかもしれませんが、伐採の届出を出されたときに、ここにつきましても先ほど来申していますように。伐採の後は天然更新するのだということなのですから、ただそれを積極的に進める意味で木を植えるという、植樹をするということについては、これは一向に差し支えないということです。

古沢委員

きちんとした答弁をしてください。天然更新といえば、天然更新と思うでしょう。ところが、もう植樹もいいの

だとか、それから市の看板を一字一句見えないように家庭菜園分譲中といえ、誤解を与えるかもしれないからとか、そうしたら好評分譲中ののぼりだったらいいのです。どうなのですか。

(経済) 土屋副参事

好評分譲中というこののぼりそのものについては、特に売って悪いというわけではありませんので、立てることは一向に構わないと思いますけれども、ただ、これを私たちの看板の前に、私の方の看板の意味をふさぐような形でつけるというのは、これはうまくないと思っています。

古沢委員

心配している付近の住民の方から聞いた話ですが、会社の人たちはあたりをつけてきたのかどうか知らないのだけれども、あなた反対しているでしょうというふうに来たのだそうです。だれから聞いたといたら、小樽市の職員からあなたが反対していると聞いたとって訪ねてきたそうです。だれが言ったのだと言ったら、いや今は言えないけれども、裁判になればきっちり市のだれが言ったかと言うと、こういう対応をするのです。そして、これは許せませんけれども、時代錯誤というか、こういう人がまだいるのだね。共産党が反対しているからと怒っているのですが、共産党は連合赤軍と同じだということです。だから、必ず仕返しがあるのではないだろうか。自分に何かあった場合に備えて、遺言を残してあるのだそうです。何ともはやですね。きちんとした対応をとらないから、付近の住民にもそういうふうに関心事が広がってくるという状況になっているのです。部長どうします、これ。

経済部長

今、ご指摘のあった業者の方の物言いとかがというのは、承知をしていませんので、それについてはちょっとコメントできないのですが、この間、特にこの二、三週間の動きというのは急にありまして、昨日も現場を見ましたけれども、確におっしゃるようなこの状況の中で、今、私どもの看板の前ののぼりが四、五枚立って、見えづらいというのが現実です。それは、前の日はこういう家庭菜園の看板でしたから、それについては注意をしてとってもらったら、今度はのぼりでした。だから、そういう意味ではいちごっこみたい形で、業者の方と我々の関係も、実はあまりすっと話のできる状況になっていないのは事実なのです。ですから、ここはもうねばり強く、我々としては法に違反するものはきっちり指導するし、あるいは法の問題はなくても、あそこで現実にああやって工事とか事業をやっているわけですから、近隣の住民の皆さんと調和できて、協調できなければ困るわけですから、この部分は話をしていかなければならないというふうに思っています。

だから、この二、三年前から若干ボタンのかけ違いみたいのもありまして、近隣の皆さんと業者、それから我々の間での信頼関係みたいのも少し失われているのも事実です。ですから、時間をかけてその辺は回復しなければならぬというふうに思っています。ただ、先ほどお話がありました、この前の予算特別委員会でもありましたけれども、共産党の方に言われたとか、近隣の方のだれが反対しているとか、そういうことは我々の方から言っておりませんし、あくまでも業者の方も裏の土地を持って実際に商売をやっているのは事実ですから、その部分もお互いにある程度歩み寄れるような形といいますか、お互いが調整して話してできるような形の調整役が我々の立場だと思っていますので、ご指摘のありましたことも含めて、十分対応してまいりたいというふうに考えています。

古沢委員

事がどんどん進んでいって、1年後、2年後には家庭菜園があったり、小屋かと思ったのがしっかりと電気も引いて、そういう見るからにハウス、家というようなものが建ってきたりという事態がほかにもあるでしょう。だから、そういうふうにならないようにきちんとした対応をとらなければいけないと思うのです。そのことは強く指摘しておきたいと思います。これだけにかかってはられませんから。

港町ふ頭分譲地について

次、港町ふ頭のことで若干。

総事業費が幾らだったのかということと、これまでの売却先とそれぞれの売却価格、それと起債償還の今後の予

定、償還済みと今後の予定を知らせてください。

(港湾)施設管理課長

ただいまの港町ふ頭の方譲地について答えます。

総事業費につきましては 20 億 6,140 万円。次に売却先につきましては、今まで 3 社、三菱ふそう、北海道栄興、郵船海陸運輸に売れておりまして、合計で約 8 億 1,458 万円。起債償還の予定につきましては、平成 23 年までになっております。

古沢委員

そうしたら、現状で予定どおり償還されているのでしょうか。そうとは言えないのか。償還済み、これまでに償還したものと今後残っているものというのは、区分けはつきますか。

(港湾)企画振興課長

償還につきましては、平成 4 年から平成 23 年まで計画してございまして、その分譲地が売れる売れないにかかわらず、償還はしていかなければならないということになってございます。ですから、今年は平成 17 年ですから、まだ今後 17、18、19、20、21、22、23、7 年間償還していかなければならないという形になります。

(港湾)港湾振興室長

今の起債の償還額の部分なのですが、これにつきましては、売れた段階で元金の方を早めに返すという形で利息を減らすということで、これまでも売れたこの 3 社の部分ですが、その価格が入った段階で元金を償還していると、こういう形をとっております。

古沢委員

償還予定表というのを示してもらっていましたから、つまり、16 年度までは繰上償還したりなんかして払っては来たよと。17 年度からは予定表どおり払っていくものなのですか。合わせますと、償還元金で約 14 億円ぐらいまだ残っているということですね。それで、こういうシミュレーションが可能でしょうか。今回貸付けするというのですが、貸付けではなくて、今回の対象の土地をすべて分譲した場合に、どの程度で売却できて、それでその金額を繰上償還して幾らそれでも残ってしまうかというシミュレーションは可能ですか。

(港湾)施設管理課長

ただいまのお話の中で、平成 18 年度を仮定いたしまして、すべて売れた場合につきましては、15 億 2,960 万円ということになります。これでいきますと、起債償還で。

(「15 億円というのは、前の 3 社の分も足してでしょう」と呼ぶ者あり)

3 社の 8 億 1,458 万円を。

(「を足してね」と呼ぶ者あり)

それと、契約分の単価の部分も見まして、トータルで 15 億 2,960 万円ということになっております。これでいきますと、8 億円ぐらい少なくなるという見方をしております。

(「赤字」と呼ぶ者あり)

はい。

古沢委員

つまりこういうふうには計算しても売れないから貸付けだと。それでは、貸付けでいけば、全部貸付けできたとして、年間貸付料は幾らの収入があって、その収入を原資にして残額を償還していった場合、今後何年間要するか。

(港湾)施設管理課長

ただいまの質問ですけれども、すべての土地を長期に貸し付けた場合につきましては、年間の貸付けとして約 4,364 万円、年間これでいきますとだいたい 29 年。

(「この先ね」と呼ぶ者あり)

この先 29 年となっております。

古沢委員

この問題はここまでです。すべて分譲できれば、8 億円ぐらいの赤字といいましても、売れば固定資産税が入ったり、そういった分は当然起きてくるわけですが、貸付けの場合は固定資産税の収入は見込めませんから、ですから 29 年もかかってしまうということです。

指定管理者制度について

最後に大物が残っているのです。

指定管理者の問題です。特に第 16 号から第 19 号まで、これの委託契約書、それから年間の実績の報告書、全部見させていただきました。時間が来てしまっていますので、簡単に聞きたい点だけ聞きます。

この四つの中で一つ不思議なことに気がつきました。そもそも民間委託、委託の場合です。指定管理者に切り替える前に、委託であってもそれは条例に基づいて決まっていくわけですから、つまり議会の議決を経て、例えば観光物産プラザでしたら観光協会、これは条例にきちんと載っています。ところが、職業訓練センター、ここだけがそういうふうには条例には載っていないのです。第三者というふうになっています。それで、この四つだけの比較では困りますので、ほかに提案されているところも全部ぶつけてみましたら、これだけなのです。これは何か意味があったのか。それともう一つは、そういう規定であれば、議会の議決を経ないで委託契約をこの訓練センターに限っては毎年やってきたのか、どうなのですか。

( 経済 ) 商業労政課長

職訓センターだけが設置条例に固有名詞で委託をするというふうになっておりませんで、委員がおっしゃったように、条例を見ますと、第三者に委託することができるということになってございます。自治法の考え方からしますと、職訓センター以外のものが固有名詞で記載されているということになってございまして、基本的には委託する団体を明記するといったやり方というのが正しいのかと思いますが、言いわけになりますけれども、昭和 40 年代にできてからこの職業訓練協会という、この業界では唯一の協会とございまして、この施設を運営するためには市が直営するか、あるいは協会に委託するかという現実的な選択しかございせんが、そういったことも言いわけになります。ございまして、これまで明記してこなかったという現状があるかと思いますが、それでそれは正しいか正しくないかといいますと、先ほどの話に戻りますとおり、明記していた方がよかったというふうには思いますけれども、他市の例も何点が聞いておりますが、今、言っているような状況といたしますか、他市の中でも明記していないという団体もあるやに聞いておりますので、現状としてはそういうことになっております。

それから、議決なしで委託契約を結んだということになってございせんけれども、確かに議決なしで委託契約ということになってございせんが、今言いましたように、第三者であるということ明記しておりますので、それが今おっしゃったように、たまたま職業訓練協会というふうには言っておりせんが、設置条例の中で第三者に委託できるというふうには言っておりますので、そういった部分で委託契約、それを根拠に無償ですけれども、委託契約を結んでいるという経過でございせん。

古沢委員

無償とはいえ、この団体には年間 120 万円の補助金が市から出ているのです。それはそれとして、地方自治法第 244 条の 3 が改正される前は、公の施設というのは第三者に委託なんてそもそもできないでしょう。それが、堂々と第三者という条例規定で、しかも委託契約は議会の議決を経ないでやってきた。きっと市の中の 20 幾つか今まで委託している施設の中では唯一の施設だと思っておりますが、違いますか。

( 経済 ) 商業労政課長

委員、おっしゃいますとおり、私も全庁的にそうだと、職訓センターしかないというのは今日初めて知りましたが、経済部所管の中では少なくとも第三者にできるという表現にとどまっているのは職訓センターだけだということ

とは承知しておりました。ただ、庁内に全部承知しているわけではありませんので、そういった認識では今日初めて知ったというのが現実でございます。

古沢委員

在り方としては重大な問題を含んでいると思うのですが、それで資料で別の問題に移ります。三重県総合文化センター条例、資料で出しております。いわゆる兼業禁止規定というのでしょうか、指定管理者制度には明確にそういう適用を求めているものはどこにも見当たりません。ないのでしょうか。ただ、全国的に言えば、それぞれ少ない自治体が指定管理者制度として、今までの法律で言えば、限定した先に委託をしていたのを、今度は広く指定管理者として任せることができるようになるわけだから、より以上に、例えば市長の身内の人が社長をやっている会社に指定管理者として指定するとかというようなことは、これはやめようではないかと。そもそも地方自治法で言えば、こういう市長とか市の三役とか、議会の議員とか、そういった人間のあるべき姿というのは、法の趣旨としては確定しているわけだから、これはこの制度の中でも生かそうというのが、今示した三重県の文化センター条例です。今、言っている点は、その第 3 条の 2 です。議会の議員、知事、副知事、出納長並びにうんぬん、こういう人たちは役員などになることはできないというような規定なのですが、裏返して言えば、こういうところを指定管理者として指定はできないという意味だと思うのです。これはどのように受け止めておられますか。

(経済) 商業労政課長

提出いただきました資料を見ましたけれども、そのとおり三重県総合文化センター条例の中では、議会の議員等については委託できないと、そういう形の条例をつくってございますが、委員ご存じのとおり、地方自治法の中では特に兼業を禁止ということが文言というか、明言されておりませんので、小樽市ではこの指定管理者制度を全体的に進ちょくしております総務部の方で、いわゆる選考委員会なりをつくって今進めておりますが、そういった過程の中でこの兼業についても検討したかと思いますが、小樽市としては指定管理する場合に兼業禁止の条項は今のところ考えていないということで、我々経済部の所管についても、そういった線で考えておりますので、現実的には、全国的には兼業禁止の項目を設けているところ、いないところというのがあるのだというふうに思います。

古沢委員

先ほど言った第 244 条の 2 で、つまり旧法、まだ変わっていませんから、現にある条例規定で言えば、委託先を明記するというのは委託先も制限されていたわけです。いわば、公的な公共的なそういう団体に委託をすると言っていた。それにもかかわらず、どこどこに委託するという場合には、条例できちんと明記をしたと。それぐらいに厳格にきちんとやってきたものなのです。今度は広げるに当たって、実に緩やかになるわけです。だから、こんなことはおよそないと思いますけれども、先ほどもちょっと部屋で話していたのですが、指定管理者として指定してみたら、それぞれの団体の役員名簿を見たら、市長の奥さんがいたり、室長の兄さんが入っていたり、議員のだれだれさんが入っていたり、そんな団体ばかりずらっと並んだら、市民はどう思うのでしょうか。だから、きちんとしましょうと。しなければいけないのではないですかというふうに思っているのですが、この三重県の条例のように、当市もそういう扱いをきちんとしていった方がいいのではないですかと思うのですが、考え方としてどうですか。

(経済) 商業労政課長

委員のおっしゃる意図といたしますが、意味はよくわかるのですけれども、この指定管理者制度とは今さら申すまでもなく、多様化する住民ニーズにより効果的・効率的に対応するために、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るためにやるということでございまして、先ほど言いました助役を筆頭といたします選考委員会というものもございまして、三重県総合文化センター条例第 3 条 2 の絡みも含めまして、要するに市民のためになる、向上を図るためのものだという観点から、この選考委員会で考えられるものですから、そういった中で情報公開、情報の開示もなされますでしょうし、いわゆる第三者に対する面というか、そういうものがふっしょくされると、そういった説明が指定管理者を決める場合の前後に情報の開示なりがあるということを知っています。



おりますので、こういった線で今のところ考えております。

古沢委員

私が言っているのは、きっと無理難題を言っているのではないと思うのです。当たり前のことを言っているのを何とかかわそうとされているのかな、課長。きっとそういうことなのだと思うのです。それで、これは大事な問題ですから、問題提起をしておきたいです。ですから、今までの扱いで妥当ではなかったと。第三者に委託をしていたなんていうのは論外だったということ、提案されて全部見直しましたら、私も今回初めてわかりました。こんなことが現に生きていたのかということ、びっくりしました。しかも、私の息子も大工で冬場仕事がなく、まだ本州から帰ってきていないですから、この訓練センターなんかでいえば、きっと世話になったりしているかもしれないです。だから、事をそんなに荒立てたくはないし、仮に荒立てても指定先としてはこの協会しかないと思うのです。これは現実的にはわかります。けれども、だからといってあれもこれもいいではないかというわけにはいかないと。

それでもう一つ、関係者がここにいるから言いづらいのだけれども、この協会は少なくとも平成の早い時期からずっと中畑議員が会長をされてきました。今年の事業報告書を見ますと、中畑議員がこのたび退任されて、そして見楚谷議員をぜひともというふうにおすすめされたということで見楚谷議員が会長になっているのだと思うのです。こういう在り方も、これは今日の議論を参考にしながら考えていかなければいけないことではないのだろうかというふう、この点も問題提起をしておいて、質問は終わります。

委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

井川委員

まず、港湾部に尋ねます。

ソーラス条約施行後の経過について

ソーラス条約が施行されて1年が経過をいたしました。フェンスやその他いろいろなところの破損状況と修繕費用はどのぐらいかかっておりますか。それから、除雪費用はどのぐらいかかりましたでしょうか。

(港湾)施設管理課長

ただいまのソーラス区域の修理に係る分ですけれども、主にフェンスについての修理となります。平成16年7月1日ソーラス条約が発効いたしましたから、平成17年度3月31日まで14件、85万5,000円、平成17年4月1日から現在については2件、56万7,000円、合計で142万2,000円となっております。これの内訳につきましては、免責5万円以下の保険金がございますけれども、保険で対応しているところでございます。

(港湾)事業計画課長

ソーラス条約に伴いましたの除雪費でございますけれども、ソーラスフェンスのサイド3メートルずつは、除排雪して常に高さを確保しなければいけないというふうになってございまして、フェンスのわきということもございまして、大型の機械を入れてできないということもございまして、約3,000万円ほどの費用がかかるというふうには試算されております。新聞報道等でもありましたけれども、実際港湾部の所管の除雪費用が今3,000万円でございますので、約倍の費用がかかるということもございまして、今年度はほぼ除排雪ができなかったという状況でございます。

井川委員

除雪費用が大変だということで、この間どこかの会合で市長が何とか国の方に少し出していただきたいというお話をしていましたので、小樽市も大変財政が厳しい折から、ぜひ国の方に少しでも要請していったらいかかと思えます。

港町ふ頭分譲地の分譲・貸付けについて

次に、先ほどの港町ふ頭分譲・貸付けについてですけれども、条例で商港区の施設として許可している業種とあるのです。許可している業種についても配置できるものとするというのは、どのような業種を指しますか。

(港湾)施設管理課長

ただいまの分区条例の商港区の施設として許可している業種ということですが、現在許可できるものとしては、海上運送事業、港湾運送事業、倉庫業、道路運送事業などの港湾関連事業者という業種になっております。

井川委員

これは条例で定められておりますからしょうがないことと思いますが、もし貸付けされる方もいらっしやらない。本当にあいたままであれば、もう少し規制緩和があってもいいのではないかなという気もするのですけれども、そういう規制緩和をしていって、利用していただくという気持ちはございますか。

港湾部長

今の規制緩和のお話ですが、今回この見直しにつきましては、4月1日から施行するというので今考えておまして、これから各業界の方にこの趣旨を説明して利用する方々を分譲なり、それから貸付けなりを公募する形になります。その辺の利用状況を見た上で、今言われたように、さらに利用率が悪くてまだあいている土地がいっぱいあるというような状況であれば、その時点で再度そういう規制緩和の部分についても検討はしなければならないかとは思っておりますけれども、現状これから始まるものですから、その辺の状況を見てから検討したいと思っております。

井川委員

ぜひ、よろしく対処のほどお願いいたします。

中国のコンテナの輸出量について

次に、中国のコンテナの輸出量についてですけれども、これは昨年同期と比べて増えていますか、減っていますでしょうか。

(港湾)企画振興課長

今年の5月末現在でございますが、昨年と比較いたしまして、約33パーセントの伸びとなっております。

井川委員

非常にコンテナが伸びているようで、大変喜ばしいことだと思います。それにつきましても、ガントリークレーンを今一生懸命稼働していると思うのですけれども、本年9月から何か使用料について頑張っていくということで伺ってありました。それで、だいたい1か月でどのぐらいの目標にしておりますでしょうか。

(港湾)企画振興課長

現在、週1便でということで、週1日稼働してございますが、だいたい月平均で予測しますと、月88万円ほどの収入が見込まれます。

井川委員

大変市にとっては多額な金額だと思うので、ぜひ頑張って1円でも多く収入になるように努力してください。

船舶油濁損害賠償保障法での外航船の状況について

次に、改正船舶油濁損害賠償保障法が施行されまして、新聞紙上を見ますと、北朝鮮の船が沖で何か保険に入っている船に荷物を積み替えてまた入ってくるというように書いてあったのですけれども、そのようなことで、今までと違った何か状況がありますでしょうか。例えば減っているとか、そういう状況がありますでしょうか。

(港湾)企画振興課長

油賠法の関係につきましては、3月の経済常任委員会で説明申し上げました。その後、推移を見ていた中で、4

月におきましては外航船が昨年 91 隻、今年度が 90 隻、5 月末におきましては昨年 103 隻、今年度 117 隻と、いろいろな事情はございますが、油賠法の問題で外航船が減っているという現象は数字的に見当たりません。

井川委員

小樽は減っていないということで安心をいたしましたので、よろしくをお願いします。

都通り商店街の空き店舗対策について

次に、経済部の所管をお願いします。

私、何回もで、経済の所管で大変申し上げにくいのですけれども、空き店舗が、都通り商店街に行きますと、大きな店舗が、例えばミキセクションとか、ああいうところがずっとあきっ放しで、何とも情けないと思いながら通っているのです。観光客もきっと私たちと同じ考えでいると思うのです。どうしてこんな立派な店がどんどんあいているのだらうかと思いながら通行していると思うのです。それで、介護保険とかなんかいりいな部分で努力されて、都通りにちょっと潤いを与えたかと思うのですけれども、大きな店舗ほどあいているという、何かそういうわけがあるのでしょうか。

(経済)本間主幹

確かに都通りのミキセクションの後は、あいたままでなかなか埋まらないという状況がございます。一方で、小樽信金の管理下に置かれているというような状況もあるようで、またあそこが昔の石づくりの建物で、なかなか店舗として使いづらいような構造になっていること、またやはり家賃という問題も一方であるかと思えます。また、以前コンタクトプラザだったところが、そこも大きなあきとなっておりますが、あそこにつきましても、一定程度の広さがあるものですから、それ相応の家賃がかかるということで、なかなか空き店舗と一概に言いましても、いろいろな形態がございます、大きい面積ほどなかなか埋まりにくいというような状況があることは、事実として認識しております。

井川委員

いろいろ家賃が高いということで、非常に小樽は家賃が高いということは何か伝統的にそういうふうになっているような気がするのですけれども、市の経済部の方で家賃が安ければ、では、商売をしてくださるのかどうか、そういう調査はしていますか。例えば家賃が 50 万円のもの、25 万円であれば商売したいという、そういう話は聞いておりますか。

(経済)本間主幹

特に調査という手法で行ったことはございませんけれども、この間幾つか私どもの方にも、例えば商売をやりたいのですけれども、どのような空き店舗がありますかとか、そういった問い合わせは受けてございます。そうした中で、商店街と市場という空き状況がございますから、どういう商売をやりたいということであれば、都通りの空き店舗であれば以前は坪 1 万円というような相場があったようなのですが、なかなか新規開業の方には難しい状況が一方でございます。ですけれども、市場の空き小間ということになれば、かなり安い料金で、えり好みしなければといたしますか、できるような状況にあるものですから、その中で二、三紹介をしたりということはございました。

井川委員

少しでも空き店舗を活用して商売していただくためにも、ぜひこれからは市の経済部の方で、何とかその空き店舗に少しお金をかけて頑張っていたきたいと思いますが、いかがでしょうか。予算が結局ないと言いながらも、経済活性化につながるような商売ができれば、税金とかいろいろなものが入ってくるので、そういう家賃の補助を少し来年度考えてみてはいかがでしょうか。

(経済)本間主幹

空き店舗対策は、平成 9 年から行ってございまして、当時は月家賃約 10 万円ということで 1 年間助成、ですから 120 万円限度というような支援を行いまして、かなりの空き店舗解消、また商業者誘致ということで効果があつた

ものと考えております。ですけれども、今の厳しい財政状況の中で、現在家賃 5 万円の 3 か月と、15 万円限度というところでっております。確かに助成内容は今の状況の中でこれが限界なのかという中で、ただ制度をなくすのではなくて、空き店舗対策ということの中におきましては、少ない予算の中では重要な位置づけとして考えております。

ただ、確かに助成内容を高めていけばそれなりの効果は一方であるかと思いますが、費用対効果ということで検証が必要なのかとは考えておりますけれども、ただなかなか空き店舗が埋まらない状況の中で、確かに家賃という大きな課題はありますけれども、通りのにぎわいづくりというのが一つ重要な要素かというふうには考えております。ですから、例えば商店街の協力を得まして、ただあけておくのだったら何もならないだろうということで、にぎわいづくりのためのイベント開催中に、そういった家主の協力を得て、その空き店舗をイベントの一つの会場として活用するとか、ちょっと観点を変えた形でのそういった空き店舗活用ということも、今後検討していきたいというふうには考えてございます。

井川委員

そちらの方はよろしくをお願いします。

オープンカフェについて

最後の質問ですけれども、国土交通省がオープンカフェの規制をだいぶ緩和して、私も去年予算特別委員会でたしか、質問したと思うのですけれども、今、非常に緩和されているのですけれども、あの都通り商店街の中に、ずっと歩道がけっこうあります。それで何メートルとか 8 メートルがなければだめだとかという規制もありますけれども、あそこで例えばオープンカフェみたいなそんな感じでできないものなのでしょうか。

(経済)本間主幹

確かに国土交通省がガイドラインの中で、従来車両通行をしていたところに、商店街とかにぎわいづくりのために交通規制をかけるとか、そういった取組を進める動きがあるということは承知してございます。小樽におきましても、例えばさくら祭りとかはしご酒大会も含めてですけれども、いろいろなイベントの中で通りの活用ということは、これまでも取り組んでおりまして、今後にもぎわいづくりのためには道路のああった形での活用が必要なのかというふうに思っております。都通りのオープンカフェといいますが、そういった活用につきましても、以前に商店街夜のにぎわいづくり支援事業というものを平成 9 年から 13 年までやっていた時期がございまして、その間、商店街の時間延長、夜間のにぎわいづくりのために都通り商店街の街路にビアガーデンをつくったりとか、あそこでジャズコンサートをやったりとか、そういった取組をやった経過がございます。ですから、そういった中で、通りのにぎわいづくりのためにいろいろなイベントの開催とか、またオープンカフェというお話もございましたので、そういったことを含めて、全体のその通りの活用という位置づけの中で検討していきたいというふうには考えてございます。

井川委員

検討しますとか、いたしますとか、検討しても 3 年しても 5 年してもなかなか活性化につながらないものですか、思い切った改革をしてください。何でもいいから一つだけでもいいから実行してください。なかなかわかりました、では、考えましょう、検討しましょうと言っても、さっぱり実行に移っていないので、即実行して、何か何でもいいから、一つでもいいから活性化につながることをやってください。発想の転換をして、そして皆さんこういうワーキンググループの方の知恵をかりて、そして地元の方の知恵もかりて、役所はもう大いに知恵を出して頑張ってください。丸井今井小樽店もなくなることで、ひとつよろしく願いいたします。私の質問は終わります。

佐々木（茂）委員

今回、建設の所属から経済所管になりましたので、よろしくをお願いします。

今回、初めての質問ということで、全く新人でございますので、よろしくお願い申し上げます。

取扱貨物量について

最初に、最近の港湾の状況を取り巻く中で、うれしいニュースといえますが、4年ぶりに貨物量の増加という見出しがありました。この取扱貨物量が増大したというのは、どういう理由があっこのような状況になりましたか。

（港湾）企画振興課長

大きな要因といたしましては、フェリー貨物の増加というのが大きな数字になってございまして、昨年7月に新しく小樽 - 舞鶴間に日本で一番早い高速船を導入されたということ、これに伴いまして、従前、敦賀から苫小牧に行っていた貨物の一部が舞鶴 - 小樽間の航路に戻ってきたという現象が起きまして、大きな要素としましては、フェリー貨物が増加したというのが大きな原因となっております。その他、小さい数字的な増減という部分もございしますが、ほかの貨物で増えた主要貨物であれば、北洋製材、北洋原木が増えたという数字もございします。反面、公共工事の減少等によってセメントが減ったとかそういうものもございしますが、大きい主な原因としましては、先ほど言いましたように、フェリーの貨物が増えたことと考えております。

佐々木（茂）委員

それから、サハリンの輸出も何か好調だと聞いたのですが、それはどのような感じですか。

（港湾）企画振興課長

日口フェリー定期貨物につきましては、一時的に昨年度の貨物は前年比で下回ってございします。その要因といたしましては、中古建機関係は昨年度は一時的に飽和状態になったという話は伺っております。ただ、今年に入りまして、昨年に比べますと貨物はまた増加傾向にございします。

佐々木（茂）委員

コンテナ航路の利用状況について

それに関連して、先ほどフェリー貨物が増大したという答弁をいただきましたが、コンテナ航路の関連でございしますが、神原汽船が小樽にも営業所を設置したという形で聞いておりますけれども、これらのコンテナ航路の関連施設の利用状況、どのようにとらえておられますか。

施設というか利用の去年というか、始まりから今の現況は、例えば週1便という先ほど答弁がありましたけれども、今後どのような航程を望むとかという形の施策というのでしょうか、それらのことについてわかればということなのですけれども。

（港湾）企画振興課長

現在週1便ということで1年間で昨年は実入り6,800本、全体で1万1,000本の本数は扱ってございします。我々もコンテナ航路、コンテナ貨物の増加を目指しまして、一つにはほかの航路の誘致、それと中国コンテナ航路の週2便化を目指しまして、貨物の増加を図っていきたいということでポートセールスを続けてございします。ただ、現在のところ、いつの時点で週2便になるか、ほかの航路が入ってくるということは明言ができないのが現状でございします。

佐々木（茂）委員

次に質問を変えます。

ドリームビーチの駐車場について

このたび銭函にございしますドリームビーチがセットバックしたという話を聞いております。それで、ドリームビーチと小樽市が銭函3丁目で運営してございします駐車場、これの関係、セットバックしたことに伴って駐車場はど

のようになるのか、お願いします。

(経済) 観光振興室佐藤主幹

浜茶屋セットバック後の銭函 3 丁目駐車場の状況ということで、浜茶屋のセットバックは昨年 9 月から 11 月の末にかけて行われまして、だいたい 40 メートルから 50 メートル後ろに下がっております。それで、そういうことで浜茶屋をセットバックしたことで、従前 10 万 3,000 平方メートルぐらいでございました駐車場がだいたい 5 万 1,000 平方メートル、約半分の面積になっていると。そういう中で昨年駐車台数につきましても、るる答えておりますが、4,000 台くらいがやはり半分の 2,000 台ぐらいに減っていくと、そういう状況であります。ただ、昨年開設した期間が 45 日間、今年が 7 月 2 日から 8 月 14 日まで 44 日間開設いたしますけれども、昨年の中で最大が 1,834 台、2 番目、3 番目が 1,400 台の台数です。したがって、2,000 台でありましても、今年セットバックしたことで相当の方はいらっしゃると思うのですけれども、十分な受入れ態勢とは言えないかもしれませんけれども、ある程度は対応していけるのではないかと考えています。

佐々木(茂)委員

それで、この駐車場の管理経費と使用料との形で、1,400 万円ほどたしか予算計上していたと思うのです。それで、使用料とあれで、今、説明がありましたけれども、それが数字でいくと、金額、例えば半分、700 万円になるのかな。だいたいの対応として面積が広がって期間が同じであれば、狭まっていう形では、今年は 1,000 万円ぐらいの見込みに変更になるとかということになりましょうか。

(経済) 観光振興室佐藤主幹

この駐車場の収支に関しましても、これまで議会でも何度か答えておりますけれども、あくまでも一つは天候に左右されるということがありました。それから、ドリームビーチに関しましてはこの 10 年にわたりまして、土木現業所が砂入れ等を行ってきた中でも、砂の浸食がどんどん進みまして、海岸が狭まっているという悪い状況がございました。ただ、今年は、海岸が 60 メートルから 70 メートルあるということで、天候さえもてば相当の歳入は見込めるのではないかと考えております。

佐々木(茂)委員

関連して、あそこに不法投棄といいますが、放置車両が相当あるやに聞いておりましたけれども、その後の始末の状況、そして撤去した後、付近の状況は海水浴客がすごく利用しやすいようになったと思うのですが、その辺のことに把握してましたら、聞かせてください。

(経済) 観光振興室佐藤主幹

銭函 3 丁目駐車場の放置車両の関係ですけれども、6 月の初めでだいたい 4 台ございました。それで、こちらにつきましても、ナンバープレートがすべてない、車体番号についても 1 台の車両は削られているということで、まずは所有者を探したいということで、小樽署の生活安全課の方ともいろいろ協議した中で、警察の方から所有者を探していただきましたけれども、なかなか現在所有者が発見されないという状況です。ただ、7 月 2 日から海水浴場を開設するために、海水浴場の 3 丁目駐車場の地盤のでこぼこを直す、不陸整正工事を行うために支障となりますため、6 月 21 日にこれら 4 台の車両を石狩にあります資源回収業者、解体業者をお願いして持って行ってあります。ただ、これは今年 1 月 1 日から自動車リサイクル法が施行されたことで、即座に昔のような廃棄物処理法に基づくごみの処理ができないということでありますので、現在、中央にあります財団法人自動車リサイクル促進センター、こちらにこの 4 台をリサイクルしていかどうかということで申請しております。やがて許可が来た段階で、リサイクルラインに乗った処分をしていきたいと。

それから、翌日 6 月 22 日に駐車場にあります不法投棄された粗大ごみ、こちらについても業者をお願いしてあわせて撤去していると。

それから、6 月 23 日に、今度はドリームビーチから小樽よりのサンセットビーチにかけた市道石狩線沿いに財務

局、それから土木現業所の管理する土地がございます。そちらの方に 16 台の不法車両といいますが、放置車両がございました。こちらについても土木現業所、財務局、協力の下に現在は撤去されています。

佐々木（茂）委員

いろいろな問題があるところのように伺いますが、何とか海水浴場は好天を望みたいと思います。

温泉法施行規則改正による温泉表示について

次に、温泉法の施行規則の改正に伴って、小樽市で所有する源泉供給先 8 か所の温泉表示は、その後どう対応されたか聞かせてください。

（経済）観光振興室佐藤主幹

ただいまの温泉法施行規則の関係は、本年の 5 月 24 日に施行されております。ただ、市が温泉供給しています 8 施設につきましては、昨年 9 月から全国で問題となりました不当表示、偽装表示の関係、一連のそういう報道の中で過去の経緯、誤解されて報道されたことがあったという中で、市としましてこれら施設にはご迷惑をかけたと思っております。

その中で、動きとしましては、温泉法等の法律改正が近々行われると。その中で、表示義務が求められていますのは、加水、加温、循環・ろ過、消毒の状況・入浴剤の添加ということで動きがあるという中で、9 月の早い段階でこれら 8 施設と話をした中で、表示をいち早くしましよと、消費者の信頼を回復しましよとということで、10 月に入るまでの表示ということで、9 月の末に脱衣所等の見やすい場所に、これらの状況を四つにつきまして掲示しております。すべて 8 施設行っております。

佐々木（茂）委員

鯉御殿の改修について

次に、先ほど報告がございましたけれども、鯉御殿の改修でございます。鯉御殿の改修がほぼ完了して、7 月 16 日にオープンということでございますけれども、この今回の鯉御殿の台風被害による損害総額、そして市の負担、それから保険でどの程度賄えられたのか、現時点でわかればけっこうですから、わからなければ後日発表願います。

（経済）観光振興室佐藤主幹

冒頭で報告申し上げました鯉御殿でありますけれども、大きく分けまして、応急仮設工事、それから災害復旧工事といいますが、本体工事に分けられます。応急仮設工事につきましては、492 万円ほどかかっています。それから、災害復旧工事ということで本体工を中心にした工事でございますけれども、そちらにつきましては、設計図を含めまして、現在のところ 4,959 万 8,850 円ということになっております。合わせまして、5,451 万 8,850 円というのが現在の金額でございます。こちらにつきましては、まず社団法人全国市有物件災害共済会、こちらの方に建物総合損害共済ということで保険をかけておまして、まだはっきりはしないのですけれども、担当課が契約管財課ですので、そちらに聞くところによりますと、約 2,500 万円前後の保険金がありくるのではなからうかということで伺っております。ですから、全体額から引いた残り、これが単独災害復旧債ということでなからうかということで今のところは見ています。

佐々木（茂）委員

保険の補てんが 2,500 万円ほどという形ですから、およそそんな形の中で進むのかということがわかりました。

日本農産跡地の駐車場のトイレの設置について

次に、これ港湾部の所管になるかどうかははっきりしなかったのですが、実は新しい法務局が建った港湾合同庁舎の前、法務局の正面玄関の前の空き地なのですが、あそこはたぶん大型バスのための駐車場のスペースになっていると思うのです。それで、そこに観光バスがたくさん入ってくるという形がありまして、過日法務局に所要のため参りましたときに、観光バスを降りて用を足す方が生理現象なものですから、やはりトイレに窮しているわけです。それで、法務局にたくさん来ると。どっと来て困るのだみたいな話を聞いているのです。それで、法務局のみなら

ず、港湾合同庁舎、そのほかに港湾部の外にもありますし、建物にもありますけれども、これらこういうふうな関連したところに、いわゆるトイレの設置状況がわかれば、それとこういう状況ですから、すぐそれでは駐車料をもらっているからつけられるのか、無料で運営しているのか、その辺の形も含めてわかるところでけっこうですが、お願いします。

(経済) 観光振興室佐藤主幹

小樽は観光都市ということで、小樽にいらっしゃる観光バス、こちらについては基本的に小樽市では無料という対応で行っております。聞くところによりますと、小樽と函館が臨港地区での港湾部の近くの方では無料でやっているという話は聞いております。

それで、観光バス駐車場につきましても、私ども所管する土地がございませんので、港湾部にお願いする中で、年を通しまして第 3 ふ頭の基部なり、今、佐々木茂委員からご指摘のございました旧日本農産跡地、法務局の新庁舎が建っているところです。それから、今年は中央ふ頭の札幌側の基部、ちょうどパチンコギンザの道路を挟んで向かい側、こちらを開設させていただいております。それから、このほかに小樽市の本庁舎の庁舎敷地、これにつきましては、数年前から土日ということで無料開放しております。

それで、お尋ねの農産跡地の無料バス駐車場なのですけれども、5 月 9 日から 7 月 15 日ということで、無料で開設しておりますけれども、確かにその同一敷地内に法務局の新庁舎ができたということで、いらっしゃったバスの運転手、ガイド、乗客の方、こういう方が乗降の際に相当に使われているということで、法務局からも伺っております。ただ、法務局といたしましては、公共施設なものですから、むげにお断りするということのもどうなのだろうか、今後の利用状況等を見たいということでお話をいただいております。

それから、合同庁舎につきましては、いろいろ潮まつりでもご協力をいただいていることもございまして、今のところ直接的なお話は聞いておりません。ただ、今後の対応で敷地内に簡易トイレをということなのですけれども、無料でやっているということと、それからこの出入り等の管理、こちらを観光振興公社に委託してお金をかけているということもありますので、今後、港湾部の道路側にあります公衆トイレ、これは環境部が管理している、所管しているところでありまして、例年バス協会にもいろいろ今年はこちらにとまってください、あそこにとまってくださいと話をし、その都度地図を差し上げますので、またあわせてできればこちらの公衆トイレをお使い願えませんかということで、バス協会を通じて利用される各バス会社をお願いしてまいりたいと、そういうふう考えています。

佐々木(茂)委員

ぜひ、地方から来られる方がそういった非常事態のときに、我慢しきれないといったら申しわけないですが、もう駆け込みたいというふうな状況でございますので、利用方法についても明示をしていただく看板を立てていただくか、簡単なものでもけっこうでございます。私が一番あれだったのは、指定の管理者というか、あそこに小さな小屋があったものですから、あそこでバスの誘導なりいろいろなものをして有料でとめているのだなという感覚もあったものですから、そんな形で質問をさせていただきました。

遊休農地の活用への支援について

次に、農業委員会に伺います。

先ほどこの農業振興地域整備計画書という資料をいただきました。それで、小樽市としては遊休農地の有効利用について、他都市でも農地法の改正が 9 月に行われるということ踏まえて、企業に農地の活用対策という形の支援をしようというふうなことが、札幌市では既に少し動き出しております。小樽市ではこういう形の動きがありませんか。

(経済) 農政課長

遊休農地の活用ということでございますけれども、特に小樽市としてそういう制度化したシステム、紹介だとか、



あっせんだとかそういうものはございません。ただ、委員のご質問にございます企業に対するということでございますけれども、それにつきましては、株式会社も農業に参入できるというようなことで動きがございますけれども、それについてもこれから検討しなければならないのかと思っておりますけれども、ただ単に農地をあっせん、紹介ということになりましても、新たに農業を始めるという場合には、例えば私が退職してすぐ農業をやります、農家となりますということにはならない。ある程度技術力であるとか、資金、それから農業計画、こういうものがきちりしてなければ、その農業の取得もできない状況になってございます。例えて言えば、赤井川村などは地域で連携いたしまして、そのようなシステムをつくっているようでございますので、小樽市内において、そういう要望が出てきた場合につきましては、その都度農協であるとか農業者といろいろ調整・協議いたしまして、できる限り対応していきたいと考えています。

佐々木（茂）委員

今、今後対応していくという話ですが、拡大の希望が 9 戸、それから規模の縮小が 72 戸という形で報告書にあるのです。ですから、小樽市の農業というか、やはりほとんど農業生産者というか、そういう形のものに従事する方が減ってくるわけですから、それを支援する意味でもぜひこれについても、今後小樽市としても農地の活用支援をできるような形で、もしもいろいろな要望があれば応えていく方向にお願いをいたします。

丸井今井小樽店の関係について

質問の最後になりますが、丸井の問題に関してでございますが、経済部としてどのように丸井の問題について対応されるのか。最後に経済部長から一言お願いしたいと思います。

経済部長

丸井今井小樽店の関係ですけれども、4 月 23 日に報道されてから、もうかなりたちましたけれども、私どもとしてこれまで多くの市民の皆さんや関係者の皆さんの協力をいただきながら、できる限りのことはしてきたつもりです。ただ、結果として、残念ながらこういったことになってしまいました。これまでは営業を存続する 1 点だけで要請活動をやってきましたので、ほかのレベルのことは正直なところ考えていませんでした。ただ、問題はここに来てこの決定を受けて、活動の方法みたいなものを変えていかなければならないということで、実は今日夕方、小樽市内のこれまでの連絡会議の 3 回目を開く予定になっています。その中で、一定これから 10 月の閉店という話を、例えばそのままわかりましたと言っているわけにもいかない部分もありますし、だからといって、撤回というのもまた難しい話ですし、この辺を皆さんと話しながら、いろいろな意味での条件闘争も出てこようかと思っておりますので、皆さんの事情を聞きながら、今後は丸井の存続というレベルだけではなくて、あそこの再開ビル全体を今後どう生かしていくとか、そんな視点あるいは商店街の返済問題とか細かいこともたくさんございますので、その辺も含めて相談をしながら、早急に進めてまいりたいというふうに思っています。

委員長

自民党の質疑を終結し、平成会に移します。

小林委員

初めに、今議会より平成会として、特に当委員会の経済常任委員長という非常に重責を担うようになりました。その責任感、そしてまた強く受止め、議員活動を活発に展開をしてみたいと思います。

ホームック開店に伴っての信号機設置について

先ほどの古沢委員の 6 月 15 日のホームックの開店に伴って、前回この経済常任委員会の中でも私からも要請というか要望をさせていただきました。地域住民に一番、産業道路として非常に交通量の多いあの箇所を、まず信号機の設置等々を、非常に強い要請をしたつもりであります。先ほどのやりとりの中で、北海道知事から大型店の規制、

小樽市の要請が何か非常に軽視されて、古沢委員からも残念だという言葉が出ていたとおり、私も非常に前回常任委員会の中でお願いした経過がありますから、事実見切り発車というか、信号機が設置されないままオープンをしました。非常に今は交通量の多い、これからまたいろいろな面で特に冬期間なんていったら、変則交差点もありますし、今後信号機設置について、どのような形というか、どういう形で、恐らく生活安全課で公安委員会ということですが、地域住民にしては学校と P T A と地域と設置方についての強い要望書も出していることですから、今後の活動というか、設置についてもその辺のその 1 点だけ答えていただければと思います。

( 経済 ) 本間主幹

確かに前回の委員会の中で、小林委員からも信号機の設置ということについて強い要望があったことは受け止めておりました。また、昨年 6 月には、手宮小学校の校長、手宮小学校の P T A 会長、また手宮町会長、小林委員の連名で信号機の設置についての要望書が小樽市長に出されまして、それを受けまして、小樽市長が小樽警察署長あてに交通安全施設の設置要望ということで、信号機の設置という要望を出していることも、小樽署の方にも確認しておりまして、その後の状況についてどのようになっているのかということも問い合わせをしてきたところでございます。

そうした中で、今回小樽市の本店立地法に基づく意見を出しましたところ、なかなか公安委員会の対応としては難しいということは受け止めたところでございますが、今後の対応につきましては、生活安全課、また小樽署といういろいろな角度から相談いたしまして、引き続きこの信号機の設置についての実現について、関係機関と協議をしながら進めてまいりたいといいますが、引き続き要望といいますが、どういった行動ができるのかを含めて考えていきたいというふうに思っております。

小林委員

それでは質問を変えますが、これからの港湾振興によるまちづくりについて、何点が尋ねていきたいと思っております。

労働実態調査について

まず、さきの労働実態調査、この結果によりますと、今後採用を増やすと回答した企業が平成 15 年と 16 年を比較すると、全業種で 50 ポイント以上も上がったと聞いております。これは小樽の景気が上向きの兆しが出てきたのか、それとも一時的要因があつたことなのか、答えていただきたいと思っております。

( 経済 ) 商業労政課長

労働実態調査に関連してのご質問でございますけれども、委員がおっしゃいましたとおり、9 月末に毎年やってございますが、その調査項目の中で今後従業員の採用を増やすというふうに答えた企業が、今、おっしゃいましたとおり、16 年、去年の秋に調査したのが 69.2 パーセントという結果になりました。これは、前年の調査を見ますと、15.9 ですから、50 ポイント以上高いということでおっしゃるとおりでございます。

その要因といたしまして、残念ながら、調査の中ではなぜこういった結果になったのかというのは上手に分析はできないのですけれども、景気の低迷が続いている中で、企業としてはここ数年採用を控えておりますので、そろそろ例えば若い方も含めて新しい人材を採用して経営を充実させたいと、そういった企業が去年の調査時点では多かったのだと思うのですが、いざ時間が過ぎ、年も越し、採用の時期になりまして、その企業の状況を見たときに、やはり今年は控えようかというような会社といいますが、企業が多かったのではないかと思います。要するに企業側の期待感と現実のかい離というか、そういったことが挙げられるのではないかとこのように思います。

おっしゃいましたとおり、こういう現象が景気の上向きになってきたのかという、そういうふうに考えていいのかということですが、関連しまして、雇用状況のパロメーターであります有効求人倍率を見ましても、全国が 0.85、北海道、踊り場で足踏みしていると言われますが、北海道の経済は求人倍率で 0.49、小樽管内は 0.44 というふうになっておりますので、これを一つとってみましても、景気が上向きになったかという状況はなかなか全体的には言えないと思っております。雇用の状況も同じというふうに考えております。

小林委員

調査結果、これでは特に運輸通信の関係の今後採用を増やすとしているのが 8 割を超えております。また、卸・小売り、飲食が 7 割、建設、サービス、製造が 6 割を超えておりますが、この各業種によるそれぞれの特別な要因、理由がありましたら、答えていただきたいと思ひます。

(経済) 商業労政課長

委員がおっしゃいますとおり、産業別といいまひるか、業種別に見まひると、確かに運輸通信業だけを見まひると、これは 22 社の集計結果ですけれども、直近で 82.6 というこゝで、非常に高い今後採用を増やすというような答へになっておまひますが、先ほど全体的なことでも申し上げまひしたけれども、業種別でもそれぞれ高い雇用をしたいという企業側の意図といいまひるか、考えというのはあったのだと思ひますが、先ほど言まひしたように、現実の採用にはこの期待感とはかい離があつて、採用を手控えたというのが本音のところだと思ひます。ただ、調査しておまひます担当課としまひしては、そういうことではないかと言まひしているのもどうかと思ひますので、今後、今年秋以降の調査内容あるいはその分析の仕方で、ある程度説明できるような、そういった工夫というものはしてみたいというふうには考へておまひます。

小林委員

この港湾振興には、運輸倉庫業界関係の企業の皆さんが最も私がかかわりがあると思ひます。また、その振興策のいかにがダイレクトに影響しまひますから、雇用の状況も踏まへつつ、まず先ほど佐々木茂委員からお話があまひしたサハリプロジェクトへの小樽経済や企業のかかわり、また先日中国コンテナ航路の企業が小樽に事務所を開設することを決めたと聞まひておまひます。今後のこの動向をどうとらへてどう考へているか、答へていただきたいと思ひます。

(港湾) 企画振興課長

サハリプロジェクトに関しまひしては、従前から我々も企業訪問をしながら、道内企業、小樽の企業が何とかサハリプロジェクトに直接関与できるような仕事がないかということ、ポートセールス並びに企業訪問等で企業回りをしてやつておまひますが、残念ながら直接サハリプロジェクトに関与するという仕事というのは、道内企業では、まずほとんどないというのが現状でございます。しかしながら、小樽港を利用しまひしてサハリプロジェクトに何とか関与して、小樽経済も潤っていきたいということに関しまひしては、一つには既存の日口フェリー定期航路、この航路を利用しまひして、道内の重機関係の輸送を図っていきたいということで業務に関与しておまひます。また最近におきまひしては、5 月 28 日から 6 月の 10 日間、130 メートルのクレーンを持つ起重機船富士が小樽港に入港し、船員の休養と船体点検のために入港しておまひます。また、第 2 黒潮丸におきまひして、中東の方でやつておまひした海洋工事に携わつておまひしたサルベージ船も今月小樽港に入港しまひして、200 名程度の船員の入替えがあまひして、そういう意味合ひではその期間中、小樽港の観光といいまひるか、船員の休養、食料の補給などで、小樽港を利用していただきまひして、それなりにサハリプロジェクトへの中継点として小樽港の役割があまひしてきたのかということ考へておまひます。

また、中国定期コンテナ航路の船社であります神原汽船が、小樽事務所を 6 月 13 日付けでマリニューエーブ小樽の 2 階で開設いたしました。その事務所には、将来的に事務員を含めまひして 3 名程度常駐したいという意向も聞まひておまひます。そのようなことから、船社とともに今後も対岸中国経済の集荷を目指しまひして増加につなげてまひりたいと思へておまひます。

小林委員

港湾を取り巻く状況と港湾振興について

港湾部は、日ごろ大変努力されていることは承知はしておまひますけれども、港湾事情というのは大変厳しいのも理解しておまひます。この海外へのポートセールス活動や主要な企業回りをしていることは、私もよく承知をしてお

ります。しかし、荷役の伸び悩み、来年 3 月末の豊羽鉱山の閉山などの要因があって、港湾業界の厳しさが私自身は予想されると思いますが、現在厳しくなることを予想されるその要因や影響などについて、現時点での考え方というか、見解を話していただきたいと思います。

(港湾) 企画振興課長

港湾を取り巻く状況は依然として厳しいものがございますが、小林委員がおっしゃられたとおり、直近の減少の大きな要因として危ぐされるものは、やはり来年に閉山される豊羽鉱山でございます。この閉山に伴いまして、10 万トン前後の鉱産品の取扱いが小樽港で減少されるのではないかと予想しております。その他、厳しくなるという予想ということでございますが、例えばロシアのカニなど、これなども将来的には資源の枯渇によって入ってこないのではないかなという話も聞いております。また、北洋材におきましては、現在原木から製材への輸入形態が大きく変換を遂げつつあるという経過の中で、将来的にどのような流通経路になって小樽港に入ってくるのかということも、これは危ぐか増加になるかはわかりませんが、そういうような変化はございます。

また、飼料工場などもまた釧路、苫小牧への工場の集約化などによって、今後どうなっていくのかということも危ぐされております。

しかしながら、先ほどの井川委員のご質問にもございましたが、プラス要因というものもございまして、一つにはフェリー航路で貨物が戻ってきたり、日中貿易におきまして、昨年、日本と中国の貿易額はアメリカを抜きまして、1 番になったということもございます。その辺の伸びる要因も考えながらやっていきたいと考えているところでございます。

小林委員

これからの 10 年、20 年先の港湾の在り方を検討するためには、プロジェクトチームの編成、協議をしていくことが大変重要であると思います。このできることから実施をされ、検証していくことが大変重要な考え方でありますが、現在設立を予定しております検討会とか、また取組の経過、方針等を答えていただきたいと思っておりますけれども、いかがですか。

(港湾) 港湾整備室工藤主幹

現在、港湾部におきましては、小樽港及び関係業界を取り巻く厳しい環境を踏まえまして、小樽港の空間利用や開発に関する基本方針となる小樽港将来ビジョンの策定作業を進めております。昨年 8 月から当面港湾関係業界を中心とする研究会を立ち上げ、小樽港の現状分析、課題の整理の作業を進めてまいりました。当初は、1 年程度の期間を想定しておりましたが、港湾の役割や関連産業の実態も含め、広く市民の理解を深めた慎重な議論を展開していくため、当初予定よりも時間をかけ、また関連団体や市民団体の皆さんにも広く参加していただくこととしております。ビジョンの方針といたしましては、小樽港の現状、外部環境の変化、また小樽港に対する要請を踏まえまして、港湾活動の展開方針やまちづくりへの支援を含めた港湾空間の利用方針を基に、将来のあるべき姿を基本構想として示してまいりたいと考えております。

小林委員

港を持つ小樽としては、この港の特性を生かしていくことが小樽の発展に大変重要だと私は考えています。この官民が一体となって市の関係部局が連携し、港湾部とか経済部とかという、そういうグループ制というのですか、そういう連携を持ちながら、明日の小樽の港湾の在り方、役割、位置づけを十分に考えていただいて、これは短期、中期、長期のビジョンを持って港湾振興策を着実に実行していくことが、今一番求められている小樽港湾の在り方だと思っております。

そこで最後になりますけれども、ここは部長に答弁してもらいたいのですけれども、港湾振興で最も力を入れていくべき取組とか、今後の向かう方向について、部長なりにもし見解がありましたら、答えていただきたいと思っております。

港湾部長

ただいま小林委員の小樽港に対する考え方ということでございますけれども、小樽港のビジョンにつきましては、今、主幹から話したとおりでございますけれども、今後小樽港につきましては、従来からの穀物輸入基地、それから日本海側のフェリー拠点港というようなことで、こういうものを確保していきたいということを考えておりますし、さらには、先ほどから話しておりますけれども、今後も進展が見込まれます中国のコンテナ航路、こういうものの充実、さらには日本海対岸諸国やロシアとの交流、こういうものを活性化していかなければならないと、そのように考えております。

また、半面、物流だけにとどまらず、小樽港には運河とか北防波堤、こういう歴史的な遺産等もございまして、ほかの港にはなかなかない市街地との至近性、そういうものからさらに小樽の市民の生活なり、観光面におきましても、さまざまな可能性を有する都市経営上、重要な財産を持っておりますので、それらを十分生かしながら、こういう歴史的な遺産を適切に維持管理して後世に残していくと、こういうことも必要かということで考えてございます。いずれにいたしましても、小樽港の将来といたしましては、歴史的な港町としての魅力、それから日本海側の物流拠点としての立場、こういうものを堅持しながら、親水機能こういうものと調和のとれたにぎわい空間、こういうものを目指していきたいと、そのように考えてございます。

小林委員

最後に私の見解というか、港町小樽、これは健在と言えるように、ぜひとも港湾振興による小樽経済の活性化を着実に推進してもらいたいと思います。港湾業界には、市の戦略、また戦術をわかりやすく解くなど、情報を開示して、官民一体で港湾振興を図るということは大変重要なことだと考えています。市役所内の担当部局、港湾部のみならず、経済部などと民間関係団体との連携・協力により、一層の発展に向けて努力していただきたい。以上、要望して、私の質問は終わります。

委員長

平成会の質疑を終結し、この際暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時 25 分

再開 午後 3 時 50 分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行します。

公明党。

-----  
佐野委員

ありません。

委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

-----  
山口委員

赤岩の林地開発について

今、質疑を聞いておまして、私はいろいろ聞いていてわからないことがあったものですから、先ほど共産党の古沢委員の赤岩の問題で、端的に答えていただきたいのですけれども、これは違法行為が行われているという認識を市はしているのですか。

( 経済 ) 農政課長

現在のところ、違法行為をしているとは考えておりません。

経済部長

極めて端的な聞き方なので答えるのが難しいのですが、一昨年来、林地開発の申請があって、森林区域としていろいろな形をやってきたわけです。そのときの届出から、実は若干の当時の間違いとかがありまして、いろいろな経緯をたどっています。ここに来ますと、必ずしも我々の森林法だけではなくて、都市計画法とか、あるいは宅地の関係とか、今度いろいろな規制がかかってきています。それから、もっと言いますと、炭をつくる窯を置くとかとなると、今度は消防法の関係とか、いろいろな形が出てきていて、私どもに一括してどれが違反だとか、どれがいいとかと言われても、かなり微妙な問題もあるのです。そんな中で今私どもとしては、庁内の関係部を全部集めて、違法になる部分は違法としてこれはきっちり言っていこうと。ただ、違法ではないけれども、地域の住民の皆さんとうまく一緒にやらなければなかなかうまくいかないことはあると思うのです。早朝の騒音の問題とか、騒音の規制まではかからないけれども、やはり音がうるさいから土日は静かにしてほしいとか、この辺は我々が間に入って調整はしなければだめだと。そんな立場で今進めています。

山口委員

ちょっとまだわからないのですが、要するに現在、先ほど古沢委員がお示しになったように、家庭菜園の販売目的でチラシも出しているわけですね。明らかにそれは事業としておやりになっているわけです。ですから、ある意味では、家庭菜園として開発をして、それを売ろうというのが事業です。それはあの地域でやれることについて、違法性はないのかどうかです。

経済部長

今のご質問では、家庭菜園の話が出ますと、家庭菜園をやることはだめなのです。業者は家庭菜園をやるとは言っていないのです。あくまでもあそこに植樹をすとかという形で売るといって進めています。

( 「家庭菜園分譲中と書いてやっていますでしょう」と呼ぶ者あり )

いえいえ、家庭菜園については、そういう看板が出たりしていますけれども、我々は家庭菜園はだめだと最初から話をしている、看板の中でも家庭菜園はできませんと書いてあります。ですから、そのところは一貫して業者もわかっています。ですから、チラシの中でも家庭菜園とは書いてないのです。そのところが、微妙なところで表現の仕方でいろいろとえられたりするのですけれども、一般に買う方が勘違いしたら困るので、私どもも看板を立てて、ここではできませんというふうにあえて書いたと。本来であれば、すべての場所にそんな看板を立てないのですけれども、買ったときにももし勘違いなさら困るので、できませんという注意書きまで入れたと、そういうことです。

山口委員

確かにそういうふうの説明されると、そうですかということになるのですが、現にチラシの中では9平方メートル、7万8,000円でしょう。それを買って、善意で植樹をする人がいるのかどうかです。商売としてそんなこと成り立つわけがないですし、当然、現実として家庭菜園として買われる方がいる可能性があります。もしそういう方が買われて、これは違法ですということで市はこれはだめですと言った場合、本人はやめるかもわかりませんが、そうなったら、ある意味ではそれは詐欺行為になりますよね。そういうことについて、市は別に責任ないと思いますけれども、そういうことも含めて、強い指導ができないのかと。事前にそういうことを防止すること、そういうことができないのかと思いますけれども、どうですか。

( 経済 ) 土屋副参事

将来のそういうおそれという意味に関しましては、これは確かにそういうこともあるかもしれませんが、そういうのを防ぐ、では、手段というのはどういうのがあるかとなった場合に、一つは、私たちはあそこに今先ほ

ど来話題になっています看板をつけまして、そして買われる方にそういうことの誤解のないようにということで、本当いうと、あそこは森林として育てるところなので、畑とか家庭菜園はできませんという指示をしているわけです。その辺のところは、私たちの方も業者の方にずっと話をしてきていまして、それについては社長もきちんと理解をされていて、必ず契約をするときには買われる方にその旨をきちんと伝えてやりますと。家庭菜園とかはできませんということは、契約書に一筆入れますからとは聞いております。あと、また今の古沢委員がお持ちのチラシなんかも見ましても、はっきり建物は建てられませんと、調整区域だから建てられませんというような表示もしてチラシは出されているという、そういう状況にあります。

山口委員

私は直接それを見ていなくて、これを聞いているわけですがけれども、要するにこれは一般的な話ですよ。業者があそこを、言ってみるなら、伐採をして、そしてこれはお金がかかるわけです。スーパーハウスも置いて、現にのぼりを立てたり、その前には立て看板を立てたり、分譲しますと言っているわけです。分譲して、例えば9平方メートルを7万円で売って、そこを買って森に戻すと、そこに木を植えて、それを販売するような形で、普通に考えれば、木を植えてそこで、遊びなさいか、木を植えて育ててそれを売りなさいということにしか普通ならないですよ。そんなもので商売なんかになるわけではないわけですから、当然家庭菜園というか、そういうことでおやりになるような雰囲気は現にあるわけでしょう。そうではないのですか。

(経済)土屋副参事

一つには今は1ヘクタール以下の林地開発については、許可が要らないという中で炭焼きをつくることの整地とか道路をつくったりしていますけれども、基本的には何回も申しますけれども、あそこは山林として育てるということで、あくまでも一般の方を対象に小さな区画を売って、そこに記念植樹をしてもらおうということで業者の方は販売をしているわけです。ですから、買われた方は何か例えば結婚の記念だとか、子供が生まれたというときに木を植えて、それを何年か後に見に来るとか、そういうような形で使われていくのだらうと、そのように理解をしています。

山口委員

今、チラシを見せてもらっていますけれども、海の見える赤岩の高台にあなただけの森林、これはいいよね。あなただけの山野草ロックガーデンをつくりませんか。ロックガーデンというのは、ただ石を置くのではないですよ。要するに花畑をつくるということですね。これはいいのですか。

(経済)土屋副参事

そうなりますと、ただその言葉をとらえて、花畑にするのがいいのかどうかというところは、非常にこれまた微妙なところかとは思いますが、通常木を植えるということですから、樹木系の花というのでしょうか、例えばそういうものはいいのかと、このようには思うのですが、基本的に木を植えるところだということで、あとあそこは石をとったり根をとったりしていませんので、なかなかやはり畑にはなりにくいのではないかと、このように思っております。

山口委員

もう一つ。こう言っているのです。家族みんなで炭焼き窯をつくって、炭焼きしませんかと書いてあります。要するに炭焼き、これをみんなでやりましょうと。これ炭焼き窯をつくるということでしょう。これもだから違法ではないですか。

(経済)土屋副参事

どういう形で炭焼き窯をつくるかということもあるのかもしれませんが、森林の中に炭焼き窯をつくるということは、特に森林法なりで規制されているということはないのです。ただ、ですけれども、ごく普通の一般の人が炭焼き窯をつくって炭を焼くというのは、これは非常に難しいことではないかとは思いますが、例えば

林業関係の仕事をしている方が窯をつくって炭を焼くということは、比較的容易に考えられますけれども、今言う一般の人が、書いてありますけれども、それはちょっとどういうことで書かれているかわかりませんが、一般の方が買って自分たちで、どこかに頼んで炭焼き窯をつくって炭を焼くということは、現実に行われるかということは、これまた非常に行われにくいのではないかと思います。

山口委員

いずれにしても、このチラシ、全戸で新聞に折り込みされているようですから、相当投資されているわけです。これまでもいろいろな形でお金がかかっていると思いますから、当然企業ですから、ボランティアではないでしょうから、回収しようということですよ。明らかに、こういう形で出れば、興味を持たれる方もいらっしゃると思うのです。今、市が説明されたように、あれは森林を天然更新する地域なのだから、言ってみるなら花の庭をつくってもだめだし、畑もだめですということですよ。炭焼きもめいめいでつくったなんていうことになれば、また問題になるということですから、それはしてはいけませんというような制約がある中で、要するにこういうことを書かれているのです。当然、それを誤解をされて買われる方もいらっしゃると思うのです。

そこで、9平方メートルですから、7万8,000円で早い者勝ちですというような形でやっているわけですから、明らかに、言ってみるなら、そういうことを知らないで買われる方がいるかもしれません。そういうふうなある意味では詐欺みみたいな行為を、市が未然に防止するというか、そういうことは私必要だと思うのです。問題が多いから、またもめるような話になると思いますから、だから一応看板は立てて注意はされていますね。現地を見てくれば、この看板が見えるかもしれません。見てほしくないから、現地で基本的にはこうやって隠すのです。明らかにこれはだましてお金を稼ごうという意図がある意味では普通常識的に考えればあるわけです。これ、違法か違法でないかということについては、多少微妙なところがあるでしょう。そういうふうにはしていませんと、彼らが言えば、それはそういうふうに言われれば、申請もそういう形で出していないわけですから。しかし違うことをおやりになって、そういうことを目的にして販売をしようということは、こういうものを見れば、はっきり意図として見えているわけですから、それについて一定の法律の専門家等と相談をされたことがありますか。

(経済)土屋副参事

今の広告なんかについて、その広告が、例えば現状と合わせて違法性があるかどうかというようなことで、法律の専門家に相談したということはまだありません。

山口委員

それは1回相談された方がいいと思いますが、どうですか。

(「前に出ていた広告は、家庭菜園とかと堂々とあったでしょう。だから、こうやってわざわざ看板を出したのではないの」と呼ぶ者あり)

経済部長

確かに勘違いなさる方、それからこのチラシを見て、今、おっしゃるように家庭菜園とは書かれていませんけれども、自分の土地だからある程度何でもできてもいいだろうと思う方がいらっしゃるかもしれません。ですから、我々も心配でわざわざ看板を立てて、あそこに2枚立てているのですけれども、見ればだいたいわかるようにしています。ですから、そういう意味では周知したいということではやっているわけですから、見に来ればだいたいわかってもらえるのですが、確かに見に来ないで買われる方の可能性もありますし、金額が安いですから、そういう意味も含めて、このチラシそのものに違法性があるかどうかということだけではなくて、今回のいろいろな観点でいろいろ規制だとか、法律だとかに引っかかる部分を含めて、少し庁内の関係部、それから今おっしゃった専門家の方を含めて、庁内の関係でやりますので、その辺は整理をしてみたいと思います。

山口委員

それで、もう一点、この株式会社北都という会社、これ本社はどこなのですか。それと、あとほかに別の地区で



もやってらっしゃるのか。この辺についてはご存じですか。

(経済)土屋副参事

本社は、支社があるかどうかわかりませんが、厚田村の聚富というところにあります。それで、この会社というのは、そういう例えば家庭菜園とかたんぼとか、あの辺にも書いてあるかもしれませんが、あるいは今のこういう山林とかを整理をして分譲して、主にそういうことをやっている会社なのです。それで、札幌とか江別とかでも同じような家庭菜園をつくって販売をすれば、そういういわゆる宅地分譲みたいな感じの仕事というのは、小樽以外の札幌周辺のところで数か所で行っているというふうに理解しています。

山口委員

この件についてはもういいかげんにしますけれども、今、おっしゃった江別とかほかの地域で行っていらっしゃる山林を開発して家庭菜園にしているような例、小樽と似たような例ですが、そういうものがあるのですか。

(経済)土屋副参事

いや、そういう山林を林地開発して家庭菜園にしているというのは、聞いておりません。みんなそれぞれ法的にできるところで、そういうふうに行っているというふうに理解しています。

山口委員

その点は、先ほどの部長の答弁でけっこうです。だから、専門家等の意見を聞いて、今後の対応をぜひ近隣の居住されている皆さんに迷惑かからないように、ぜひやっていただきたいと思います。

では、次の質問に行きます。

指定管理者制度について

今回、議案として指定管理者の件なのですが、この中でも例えばおたる自然の村条例の件で聞きますけれども、指定管理者制度は私もよくわからないところがあるのです。今、自然の村は、市から財団法人自然の村公社に 7,000 万円が管理費として出ているのです。去年の決算を見させていただくと、黒字にはなっています。収入合計が 7,459 万 5,654 円ということです。それで、支出合計が 7,270 万 7,181 円ということです。これを指定管理者で出すということですよ。この場合、人件費が、言ってみるなら、比率的には大きいです。今、自然の村公社の職員の給与は、たぶん市の職員並みになっていると思うのですが、指定管理者がこれは入札だと聞いておりますけれども、管理者になられて、そういう方々の給料を民間並みに下げてやれば、当然もっと利益が出ますから、そういう会社は出てくると思うのです。いろいろ業務については、かつてにやれない部分、いろいろ条例で決められた部分がありますから、それをやったとしても、当然受ける方は、人件費を落とせばこれは利益が出るというふうに考えるわけですから、そういうことができるような制度になっていますか。

(経済)農政課長

今、委員のご質問ですが、一般的に指定管理者制度を導入しまして、公募にしたとします。応募してくる企業なりは、それぞれの企業で計算して、今、行っている事業をすべて行います。それにはこれこれのお金がかかりますということで応募してくると思うのですが、その中で人件費を幾らに見るのか、後は事業費を幾らに見るのか、それについては企業の計算でございますので、今の自然の村公社の運営ではなくて、あくまでも新たに応募する会社の積算の中で人件費を幾らにするのかというのは、それはその企業の考えでございますので、変わることは考えられております。

山口委員

これを見ますと、例えば施設用具使用料、バンガロー、テント、寝具、炊事用具、この価格についても、かつてに変わるわけにはいかないです。施設使用料は条例で決められています。夜営場もそうです。パークゴルフ場の使用料もそうです。そうすると、基本的に何を考えるかということ、当然企業としては人件費しかないのです。これやってください、あれやってくださいと、決められた金額でやるわけです。学校の家庭菜園もそうです。これやらな

ければいけませんね。だから、そうなると普通に考えれば、人件費が余って、人件費が 7,200 万円のうちの給与として 2,724 万円、職員手当が 1,000 万円ちょっとです。福利厚生費が 490 万円、決算で。あとは臨時的、どこが使っているかわかりませんが、570 万円とか出ています。この部分が一番大きいわけですね。これを落とせば、明らかに利益が出るとわかっています。1,000 万円とは言いませんが、普通に考えれば、500 万円ならすぐ出ます。そういう場合に、例えば入札になって、うちは 7,000 万円市からいただいていますけれども、7,000 万円要りませんと、6,800 万円ですと、そのかわり人件費は任せてもらいますと。そういう場合に市はオーケーするのですか。これは的確だという判断をするのですか。

( 経済 ) 農政課長

まず、人件費が大きいというお話なのですけれども、他の施設と比べまして、おたる自然の村公社、現在やっております委託料の中に占める人件費の割合、54.7 パーセント、約 55 パーセントになるのですけれども、ほかの施設につきましては 80 であるとか、自然の村よりも高い割合で人件費を持っているところが多くありますので、自然の村につきましては、その人件費が大きい部分を占めているというふうにはちょっと考えておりません。あと、事業費の中で何が大きいかと言いますと、おこばち山荘という宿泊施設を持ってございまして、その清掃関係であるとか、寝具の委託であるとか、そのようなものがございまして、先ほど言いました清掃関係で約 20 パーセントがそちらの経費にかかっているのです。そういうこともありますので、その人件費部分が委託料の大部分を占めて足を引っ張ってきているというか、高くなっているのではないかということには当たらないと思っております。

そして、委員が先ほど来おっしゃっておりますけれども、私どもといたしましては、一般公募をする形ではなくて、自然の村公社に任意で委託をしたいと考えてございます。その理由につきましては、自然の村を開設したときに、自然の村の管理・運営を行わせるために小樽市が 100 パーセント出資をしまして、自然の村公社を立ち上げてございます。ですから、そういう経過もありますし、開設以来ずっとその自然の村の運営に携わっておりまして、技術的であるとか、それから企画力であるとか、そのようなものにも秀でておりますので、任意でというふうに考えてございます。

山口委員

結局何ですか。いわゆる競争入札ではやらないということですか。やらないのですか。要するに制度として指定管理者制度ができたので、今までやっていただいたところに指定管理者になっていただいてやるのだということですね。自然の村については競争させないということですね。では、運河プラザについてはいかがですか。

( 経済 ) 商業労政課長

運河プラザにつきましては、ご存じのように、小樽観光協会に業務委託をしておりますので、観光と物産ということで、いろいろ絡みはございますけれども、いろいろ検討しまして、今の小樽観光協会に随意契約の方が現実的な問題でありましょうし、施設の運営ということについても、その業務内容からして一番合致しているということで、まだ小樽市としては決定しておりませんが、経済部所管の原部としては随意契約ということにするべきだということで、総務部の方には説明しておりますので、その結論はたぶん 7 月中には出るだろうというふうに思っています。

山口委員

私も法律はよくわからないのですけれども、指定管理者制度ができるについては、一定の法律がありますよね。その法の趣旨はどうなっていますか。いわゆる随意でやればいいと。基本的には制度的には何も変わらないわけですね。その法の趣旨というのは、いったい何ですか、どうなっているのですか。

( 経済 ) 商業労政課長

先ほど申しましたが、自治法の改正で指定管理者制度というのが 15 年 9 月から施行しています。今手元にありませんけれども、基本的には市民サービスの向上を図るために公の施設を民間に委託することを考えてみなさいということだと思います。またそして原則的には、まず最初に来るのが公募をするということの考え方がございます

が、公募しないときの考え方というのは幾つかありまして、いわゆる団体の先ほどの自然の村公社でございませぬが、市からの委託をするために、まさしく立てられた団体、あるいはほかに委託するような業務ではないという場合とか、二つ、三つございまして、先ほど言いましたこの常任委員会で提案しております四つの指定管理者制度の施設につきましては、いずれも公募するというのではなくて、任意といいますか、随意でやった方がいいと。そして、それが市民サービスの低下には当然つながらないということで、先ほど言いましたように、原部としてはすべて随意契約にしたいという考え方で整理しております。

山口委員

私も基本的には指定管理者制度そのものについては、あまり賛成ではありません。心配だから聞くわけですが、ただ基本的には公募というのを旨とするということになりますから、いわゆる随意で小樽市がやった場合に、要するにどこから異議が立ち上がると、例えばマスコミからたたかれるということもあるかもしれませんし、そういう場合に対抗策ではないのですが、いや、いいのだと、運用は基本的には随意でやるかどうかについては行政の判断なのだということは言えるのですか。

(経済) 商業労政課長

行政の考えというよりも、この選考に当たりましては、基本的には先ほど言いましたように公募するという考えです。そのために公募しますと何件かの方が手を挙げて、だれを選ぶかということで選考委員会というものがございまして、選考委員会の中で公募がいいのか、そうでない方がいいのかということが考えられると思います。また、極端な話ですけども、民活というか、民間ではだめだと。やはりこの仕事は、例えば極端な例ですがコストが高くてももろもろの要因で市の直営が望ましいと、そういった結果もタイムリーではないですけども、選考委員会の中では出てくる可能性もあるというふうに考えております。

山口委員

私、勉強してしゃべっていないものですから、大変申しわけないのですが、選定に当たって、選考委員会をやる。要するに公募するかどうかについて、選考委員会でやるという話をされましたね。選考委員会というのは庁内でやるのですか。それで、言ってみるなら、公募にするか、随意でやるのかということを決められるのですね。これは全く法律では問題ないわけですね。そうですね。わかりました。

そうしたら、基本的には今のところ随意で、今、管理委託を任しているところに指定管理者として随意でやっていただくと、こういう方針でいるということでもいいですね。はい、わかりました。

観光での新たな取組について

次に、私一般質問で質問させていただいた課題について、特に産業振興課の方に伺っておきます。私の質問の趣旨は、観光で 800 万人近くが今平均して入ってきていただいている、ちょっと落ちましたが、754 万人ということですけども、それ以上に経済波及効果が落ちていることを大変心配しております。やはりそこを上げていかないと、それこそ本当に私心配なのは、88 億円という財政効果を平成 21 年までにつくらなければいけないというような状況でしょう。そういう中で、それはもうカンフル剤的にどんと財政効果が上がるようなことはないと思いますが、これまでそれこそ 1,000 万人近い見込みがあって、そのころは経済波及効果もはかられておりませんけれども、ある意味では、言ってみるなら、お金を落としていただける交流人口がどんと増えているわけです。人口が減っても交流人口はどんどん増えている中で、やはり経済効果を上げていかないと、税収につながってこないわけです。ですから、そういう意味で、本当に行政がそういうところにてこ入れをして、地元にお金が残るように、また地元がお金を生むように、政策的に何らかの形でやってこられたのではないかと思うのですが、どうもその効果が上がっていないから、こういうふうな数字になってくるのではないかと。要するに地場調達率が下がっているということです。商品の調達率も下がっているということです。外から物が入ってきて、基本的には売られるような状況がどんどん助長されているわけです。それに歯止めをかけてやはりその数字を上げていかないと、基本的には財政効

果につながっていかないということになります。その辺について、やはりきっちり分析されて、その中での戦略を立てていく必要があると思うのです。そういうことについて、これは大きな課題ですから、何らかの対応を考えていらっしゃると思うのですが、まず私はちょっと目について、今のことについては、戦略的な話ですから、最後に部長から話をいただきたいと思いますが、個々の分野について申し上げますと、例えば商品です。

小樽は卸屋が物をつくっていらっしゃる、地場の小売店に売っていたという長い歴史があります。相当大きな分野だったのです。それが急速に、言ってみるなら、落ち込んでいっている背景、大量に取り込まれている背景になっています。それはうまくこの流れに、観光の隆盛につながっていくような波に乗れなかったということだと思います。その原因の一つとして、私は卸屋の方や加工業者の方は、小売りで売られている消費の動向も含めて、あとは特に観光客の消費の動向についてどうも情報が行っていなかったのではないかと気がします。これは商品の中身もそうでしょうけれども、例えばラベル一つ、それから組み合わせてパッケージにして物を売っていくというようなお土産の特徴、千歳空港なんかを見ればわかりますけれども、そういうふうなことにどうも立ちおくれたのではないかと印象を持っています。そういうところに、普通商売をやっていたら、もう日々で終わりますから、パッケージ一つにしても、自分で考える暇がなかったりするのです。それからラベルにしても、市内の印刷業者に任せて、それでやってしまうというような話になると思います。だから、本当は一番そのところがイメージとして大事ではないかと思うのですけれども、そういうことについてこれまで何らかの施策をやってこれたのか、今後もし問題意識を持ってやるとしたら、どういうふうな形で考えていらっしゃるのかについて伺います。

( 経済 ) 産業振興課長

ただいまの質問で、これまでどういう対応をしてきたかというのが前段ございまして、今後どういうふうな形で進めていくかと、この2点だと思います。

今のパッケージですとかラベルですとか、あるいはネーミング、荷姿、そういったものの開発が当然必要になってくるかと思いますが、現在、市内の製めん業者あるいは菓子、それから酒造業者あるいは水産加工業者といった、いわゆる業界を超えて、業種を超えて、またあるいは物産協会なり、観光協会なりに所属しているメンバーの方々もいらっしゃいますけれども、そういった組織を超えてといいますが、そういった中で今新しい製品の開発、パッケージも含めてですけれども、そういった取組が今なされているところでございます。その中に今、我々も参画をいたしまして、彼らからいろいろなアドバイスを求められておりますので、荷姿の決定一つもそうです。あるいはネーミングにつきましても、ほかの商業登録がないかどうかという心配もございまして、そういった形で我々としては助言を与えたり、支援をしたりと、そういう中で実は歳暮時期を目標に、今、パッケージ商品の試作品をつくらうという動きがございまして、今後我々としてもそういった取組については、ひとつ支援をしていきたい。具体的には、今、このパッケージ商品が小樽のPRにも寄与するというところで、実は水道局の協力もいただきまして、このパッケージ商品の中に、小樽の水も入れるということで、小樽の水も提供を決めているというところでございます。

それから、今後の支援につきましてですけれども、今、実は厚生労働省の雇用を促進する事業を支援するというメニューがございまして、直接雇用を生むわけではございませんけれども、新商品を開発することによって、それぞれの店舗の事業が拡大すると。それに伴って雇用が発生すると。いわゆる直接的な雇用を生むのではなくて、間接的に雇用を生ませるというフレームなのですけれども、この事業を使いまして、今、おっしゃられた新商品の開発ノウハウあるいはパッケージの開発の場をつくと、そういったものを関係機関ですとか、デザイナーなどを呼びまして、人材を育てていこうという取組が、実はこのメニューの中にございまして、これは小樽まち育て運営協議会というところが事業主体になってございまして、そちらの協議会の中でそういった取組ができないかどうかということを今後諮り、議論いただきたいというふう考えております。これは直接的には市がかかわってございませぬけれども、今後、市のかかわりとなりますれば、そういった製品ができれば、販売促進に当たりまして、

いろいろな場面を通じて協力なり支援はしていきたいというふうに考えているところでございます。

山口委員

私は、特に経済部の産業振興行政には、かねがねこの委員会でも、お金をたくさん国の方から引っ張ってくるわりには、なかなか業績が上がっていかないというようなことを申し上げてきたところです。特にこの地域経済活性化会議という民間のたくさんの方々のご苦勞を見ながら議論をされているのですが、どうも私が議論をしたところから相当外れて議論がされているようなところがあって、その問題も指摘をさせていただきました。今のような、特に非常に重要な部分だと思いますが、これが変われば即効性も出てくると思います。そういうことになれば、売り込みにでも行けると思います。せっかく、例えば今度台湾でやるということで、この成果として、そういうことも含めて、早急に対策を立てられて、成果として持っていけると。特に今のような話であれば、これは事業者の方が全額自分のお金でなくて、一定の助成を入れていただければ、そういうことにもつながって、この機にやろうという機運になってきますし、外の観点も入ってきますから、非常に私は効果が出るのではないかというふうに思っています。ただ、その窓口がまち育て運営協議会でいいのかという部分については、私は大変疑問を持っております。そういう意味で強力に、せっかく迫課長になられたことですから、産業振興課の方がきっちりハンドリングをされて、これについて成果を出すように希望しておきまして、この件については質問を終わります。

港湾の多目的使用について

次に、港湾なのですけれども、私はかねがね港湾については、確かに物流港としての小樽港で非常に苦勞されて頑張っていることは承知しております。しかし、かねがね申しますように、港湾計画の中でも親水性を考慮した開発を一方で進めるということをおっしゃっているわけですが、そういう中で、今、港湾関連業者の方々とは話し合いを持たれて、小樽港の将来ビジョンを一生懸命策定されようとしていると、そういう手続に入られていることは承知しております。ただ、やはり旧来の関係やいろいろ利害もあるでしょう。そういう中で、港湾は港湾業者のものだという意識は、私は港湾業者の皆さんにはあると思うのです。しかし、港に対するニーズというのは、どんどん変わってきていることは、たぶんご承知のとおりだと思うのです。私は、例えば今カヌーとか、これは塩谷でも忍路でもやられているグループがあります。これはきっちりと国の資格を持っておやりになっている方々です。こういう方々がある意味ではアウトドアですから、あまりまちなかの港湾とはなじまないかわかりませんが、例えば北運河の方からカヌーが出て、それが意味では港内を、港内といっても、岸壁についても、それから防波堤についても、歴史港ですから、そういうものも含めて小樽港の歴史を勉強していただいて、人力車は勉強していますから、カヌーの人でも勉強していただければ、ある意味では、港内を海の観光資源として生かしていただくこともできると思います。なおかつ、祝津の方まで行っていただくと。それで、観光振興公社の船でまた帰ってくるような形でもいけると思います。それから、祝津からオタモイというようなルート、これも3時間くらいかかるそうですけれども、そういうようなことも波静かな今の時期なら、私はいけるのではないかと思うのです。

そういう形で海に親んでいただくようなことを一方でやられて、なおかつ私は色内ふ頭公園は港湾部の管轄ではないと聞いておりますが、色内ふ頭公園にしてもいろいろ制約はあるでしょうけれども、あそこをオートキャンプの場所として一時期開放するとか、あとは築港臨海公園にしても、かつない臨海公園にしても、需要があるわけですから、ましてフェリーで小樽に入ってくるわけですから、そういう方々が、確かに自然の村もあるのですが、都市型のキャンプ場として小樽は期待されているところがあります。オートキャンプ協会なんかも、小樽にそういうことをしていただければ、私たちとしては非常に応援をしたいと、そういう施設がないのだと、小樽でぜひやっていただきたいという声があるのです。そういう意味で、責任ある団体が公園の一部を借り受けて、そしてそういう形に夏の3か月なら3か月やりたいという話があった場合に、港湾部としてはどういう対応になりますか。

この2点ですけれども、カヌーの場合は今のような使い方でのうなのかということと、それからキャンプ場として築港臨海公園の一部とかかつない臨海公園なんかを使う場合に、それはいいのかどうか。手続的にもし何かある

のであれば、それについて伺いたいと思います。

(港湾)港湾振興室長

築港臨海公園、かつない臨海公園、色内はちょっと違いますが、そちらの方をキャンプ場として使えないかと、そういう振興を図るといってございませうけれども、これは平成八、九年ごろでございませうけれども、それ以前からかつない臨海公園はキャンプは禁止しておりました。ところが、旅関係のミニコミ誌とか、それから口コミと申しますか、そういうので小樽のかつない臨海公園は非常に場所がいいと。トイレもあるし水もあるということで、ライダーとか、それからキャンパーがけっこう集まってきて、長く滞在するような方も出てきて、それこそ長いですから、それからロープを張りまして洗濯をしてかけるとか、そういうのが夕方時になるとそういう人とか、それからかつない臨海公園の施設のブロックを外して、かまどの材料にするとか、そういうこともございまして、一般の市民の方が夕暮れの散策時とかに行きましても、けっこう異様な感じで、なかなか近寄りたいたいと、そんなような苦情も出てきて、それで本来の公園の使い方と申しますか、そういうことで個別指導を行いまして、ここはキャンプするところではないということでお引取り願ったという経過がございまして、今、確かに需要はあるのかもしれないですけれども、これからいろいろなことを、港湾関係業界もそうなのですけれども、そういうことが本当に可能かどうか、もう少しこういう施設でありますので、一般市民の方が使いやすいのがまず基本としまして、少し検討してみたいと、このように考えております。

山口委員

確かに何も指定をしないで土地があるから当然使いますよね。だから、そういう人を放っておくと、そういうことになると申します。だから、位置づけとして公園を、かつない臨海公園と築港臨海公園、これは例えば日がな 24 時間キャンプサイトとして使うかどうかは別にして、時間を 5 時からなら 5 時から、朝の 9 時までなら 9 時までというようなことで分けて使うということも可能だと思ひますし、かつない臨海公園にしましても、日がな一日じゅう全部それでキャンプ施設に指定するのかどうかは別にして、位置づけがある意味ではキャンプ地としての位置づけをしていないわけですから、そのまま使われていれば当然そういう問題が起きてくると思ひます。苦情が行きますから、港湾部でもてあますということになります。だから、そういうことではなくて、やっぱり市有地ですから、そこから収益を上げていくことも考えなければいけませんので、それこそ指定管理者ではないのですけれども、きちり管理をしていただけたらいいところがあれば、やっていただいてもいいのではないかと私は思っているのです。そういう際に、港湾部の方も、そんな知識もないでしょうし、そういうことに対応した人材もいらっしやらないでしょうから、そういうことにたけて、そして興味を持ってらっしやる方もいらっしやいますので、そういう方々と港湾部含めて、これは色内ふ頭公園については管轄はどこになるのですか。

(「建設部です」と呼ぶ者あり)

建設部ですね。これはここも入れて、建設部の方も入れて、どういう使い方ができるのか、どういう管理ならいいのか、相談をするような機関をつくって早急に対応するような考えが、もしあれば私も協力をしますので、いかがですか。

港湾部長

今、具体的に港湾部のそういう公園関係のお話が出ましたので、港湾部の方でいろいろ答えておりますけれども、このキャンプ場なり、こういうものというのは、本来観光客を相手にするのか、対象をどうするのかよって、そういう施設が必要なのかどうかという判断が出てくるかと思ひます。この辺につきましては、本会議で市長も答弁、大橋議員でしたか、そちらの方でキャンプ場の話で答弁をしていた経過もございませうので、この辺については、港湾部単独で考えるのではなくて、そういう観光施設として、現在ある施設も含めた中でどうなのか、必要性等も含めた中で検討していかねばならないのかとは思ひます。

## 山口委員

私は、いきなりどんとやるというのも難しいと思うのです。ひとつこれは提案なのですけれども、運輸局でマリニフェスタをやっています。それから、ちょうど 2 週間ぐらい置いて潮まつりをやります。けっこうその期間で 2 週間ぐらいあるのです。昔、サマーフェスティバルとポートフェスティバルというのがありました。それで、潮まつりまでの間の 1 週間があって、それでフェスティバルウィークということでサマーフェスティバルの中に入ってやったりしました。そういうことというのは、いわゆる観光にとって非常にインパクトがあります。私は感想としてずっと一部の人に申し上げているのですけれども、潮まつりも相当マンネリ化しています。潮まつりですから海の祭りなのですけれども、海との関連性というのが非常に低い祭りに残念ながら、花火は確かに海から上がってきますから、そういう意味で言ったら、潮まつりとしていいかもわかりませんが、もう少し海との触れ合いみたいなものを含めて、企画の中に私は取り入れるべきではないかとずっと思っていたのです。

こういうときに、せっかく、市民のお祭りですけれども、100 万人と言われてはいますが、市民が何回数えても 3 日間で 100 万人になるということにはなりませんから、相当札幌からもいらっしゃるし、旅行者の方もこれを目がけていらっしゃると思うのです。そういう方々がそれこそ色内ふ頭かなんかでキャンプしていれば、花火は見られるし一等地なわけです。そういうときだったら、市民もそこにキャンプするかもわかりません。交流が生まれるかもわかりません。それから、カヌーにしても、そういうところでやれば、意外と乗ってみようということになって、低い水面からずっとゆっくり小樽の港の中から、逆に小樽の山並みの風景、まちの風景を見ながらというようなことになると思います。小樽の地形もわかっていただける。裏の魅力です。赤岩海岸なんていうのはすごく、山中海岸、オタモイなんていうのは、大変な魅力ですから、そういうことの魅力についてもわかっていただけるということになると思います。だから、そういうことをぜひとも、これは潮まつりの実行委員会がうんと言わないといけませんけれども、ぜひともそういう中で、例えば 1 週間なら 1 週間、祭りのウィークとして、マリニフェスタからそれこそ潮まつりまでの 2 週間でもいいですけれども、そういう期間を、潮まつりのある意味では関連の企画の一環として、色内ふ頭や勝納ふ頭や築港臨海公園をキャンプ地として開放して、これは実行委員会のどこかの部分が担うか、それとも別の部分というか、そういうことをオートキャンプ協会でもいいですけれども、そこがやるのかして、関連企画でやるとか、カヌーはカヌーの協会がありますから、そういう方々に責任を持っていただいて、実行委員会に入ってください、そこを仕切っていただくというようなことです。当然それはポスターにも載りますし、周知もできますね。だから、そういうことから、まず始めていくことの中で、いろいろ問題が出てくるでしょうから、そういうのを整理しながら、将来的にはそういうものを定着させていくというようなことが非常に私は実現性が高くなるのではないかと思います。これは、観光振興室の方に聞いた方がいいですね。

## ( 経済 ) 観光振興室長

大変大きな投げかけでございますが、もし委員がおっしゃっている観光資源としての海というものの見直しということを契機として、具体的に今のキャンプ場なり、あるいはカヌーとかがあったかと思うのですけれども、確かにこれからの観光の新しいメニューとしては、海を素材とした形でのメニューづくりというのは、当然求められていると思うのですが、今のお話、個別に具体的に私の方から答えるというのは難しいところもございますが、確かにそういうものが実現可能であれば、観光の振興としては一役買うようなメニューに当然なってくるというふう思うのですけれども、現実問題としてキャンプ場であれば、テストパターンであっても、そういった今の名前が出た場所がキャンプ場としての使用許可が実際に出せるものなのか、あるいはカヌーということからしても、海の航行上、安全管理の問題あるいは法的な問題という点でクリアができるのかどうかというようなことが、一つ一つのハードルを越えないと、潮まつりの実行委員会としても、それを活用したお祭りの新たなメニューということにはならないということもありますので、この点はそういったことを検討するような機会があれば、我々もその動向も見守った上で、一定の方向性が出ればそれに沿った形での活用も考えていきたいというふうに思います。

山口委員

当然法的な問題をクリアしなければいけないと思いますけれども、例えばカヌーの港内の航行については何か法的な制限はあるのですか。

(港湾)企画振興課長

カヌーにつきましては、どのような形態で航行するかということもあるかと思いますが。個人的に港内を航行することであれば、大きな制約というのはないのかと思いますが、それが人を乗せて、それがさらにお金を取って営業行為になると、まず運輸局の関係が出てくるだろうということが一つ。それと、あと海上保安庁の関係でございます。要するに通常の航路、例えばフェリー航路とかがありますので、そういうカヌーの安全性という面で、やはり海上保安庁の協議というものの場が必要になってくるのではないかと考えてございます。あと、水域でございますが、ソーラス区域でございますので、ソーラスの海面の制限がございますので、その海面の。

(「10メートルだね」と呼ぶ者あり)

岸壁から何十メートルという、その部分が通常カヌーは入ってこられないという制限がございます。いずれにしましても、どういう形でカヌーを航行するかによりまして、海上保安庁、運輸局等の協議というものが必要なかと考えております。

山口委員

これで終わりますが、最後に経済部長から先ほどのことに答弁をいただいて終わりにします。

経済部長

観光の経済効果のお話だったと思いますけれども、ありましたとおり、我々今まで12年度と15年度に2回経済波及効果の測定をやっています。もちろん人数が少し減っている経過がありますけれども、残念ながら、総消費額が40億円くらい落ちて、波及効果が400億円くらい落ちたのかという感じです。相当大的な落ち込みにはなりませんでした。特に、山口委員からご指摘のありましたとおり、原材料の調達先、そしてこの原材料の波及効果が非常に落ち込んでいます。ですから、地元での調達ができないというふうな現状はご指摘のとおりです。ですから、そのどこにどうやってメスを入れていくのかは大事な要素で、先ほど産業振興課長から話しましたとおり、我々もそのところを何とかクリアするために、今、小樽の地場のメーカーの皆さんが苦勞している土産品の開発とかというところに一緒になって今やっています。一つ一つ積み上げながら、そういったところを積み上げることによって、効果が出てくるのかと思っていますので、少し時間をかりて少しずつやっていきたいというふうに思っています。

委員長

民主党・市民連合の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午後4時45分

再開 午後4時55分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより一括討論に入ります。

共産党、古沢委員。

古沢委員

提出されている議案については、いずれも否決であります。詳しくは最終本会議の場もありますけれども、大筋において、立場を明らかにしておきたいと思っております。

指定管理者制度とはいったい何かという問題です。



もともと公の施設というのは、地方自治法第 244 条で規定しているように、その設置の目的は住民の福祉の増進にあります。したがって、今度の条例や個別条例のつくりにおいてもこれを否定できませんから、効果的に達成するために必要と認めてこういう条例改正を提案しているというふうに思うわけです。つまり、条例のつくり方としては、民営化や民間委託、効率性が先にある。つまりそれが主たる目的ではないというつくり方をしていますが、そもそもこの制度の導入に当たって、国がどういう態度をとったかと。総務省通知では、明らかにこの制度の導入に当たっては、管理経費の縮減を強調しています。財政効果を上げろというわけです。当市のいわば基本条例という平成 15 年に制定した指定管理者制度にかかわる条例については、明文規定として管理経費の縮減とはうたっていません。他の自治体においては、明らかにそういうふううたい上げしているところがありますけれども、ただ、いわばその基本条例と言われるものの中の第 5 条選定基準の(2)で、効率的な管理というふうに三つの条件、選定基準の中の一つとして挙げています。これがいわゆる国が考えている管理経費の縮減という形で、実態的には使われてくるというおそれが明白だというふうに理解します。

同時に質問でも聞きましたけれども、この制度にはいわゆる兼業禁止規定と言われるような規定がありません。質問で聞いたように、市長、市の三役やその関係者あるいは議員、あるいは特定団体などが経営に参加するような組織、団体に対して、当然規制されなければいけないのに、そういう規定がないということ、さらには提出された議案のうち、第 16 号においては、明らかに地方自治法に違反するという取扱いがされてきていたということをしきりと総括をしていない。つまり、委託先として第三者に委託をすることができるという規定というのは、改正前の第 244 条で言えば、第三者に委託できるなんていうことは、どう逆立ちしたって出てこない規定でありまして、同時に条例では他の条例と違って、委託先を明文規定しておりませんから、したがって議会の議決を経ない委託契約に基づいて行われてきたということを言わざるを得ないわけです。そこに、補助金として 120 万円が交付されている。こういう問題はきちんと総括し、整理をしなければいけないと思うのです。こういうものを不問にしまして、だれでもいいわけですから、結果として市民の目からすれば、極めて不思議な現象、納得のいかない現象が生じてくるという危険性はたぶんありえるというふうに思います。

なお、指定管理者制度そのものは、基本的には地方自治法がいう自治体の役割、責任の後退でしかないということは、そもそも論として私は思うわけであって、したがってそれぞれ個別についてすべからく何もかも反対とは言いませんけれども、担保されているものについては、個別に賛成する場合があったとしても、現状では提案されている内容について賛成というふうには言いかねると。したがって、否決ということであります。以上です。

委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第 16 号ないし第 19 号、第 24 号について、一括採決いたします。

可決と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、所管事項の調査について、採決いたします。

継続審査と決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長

ご異議なしと認め、さように決しました。

本日はこれをもって散会いたします。